

第212号(令和7年10月15日発行)	発行日 5日、15日、25日
横浜市報	発行所 横浜市役所 横浜市中区本町6丁目50番地の10

目 次

頁

[告示]

△ 市税に関する申告期限等の指定【財政局税制課】	4
△ 土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧期間の指定【財政局固定資産税課】	6
△ 生活保護法に基づく医療機関の指定【健康福祉局生活支援課】	7
△ 生活保護法に基づく施術者の指定【健康福祉局生活支援課】	10
△ 生活保護法に基づく指定医療機関の変更【健康福祉局生活支援課】	11
△ 生活保護法に基づく指定施術者の変更【健康福祉局生活支援課】	14
△ 生活保護法に基づく指定医療機関の休止【健康福祉局生活支援課】	15
△ 生活保護法に基づく指定医療機関の廃止【健康福祉局生活支援課】	16
△ 生活保護法に基づく指定医療機関の指定の辞退【健康福祉局生活支援課】	18
△ 生活保護法に基づく介護機関の指定【健康福祉局生活支援課】	19
△ 生活保護法に基づく指定介護機関の変更【健康福祉局生活支援課】	20
△ 生活保護法に基づく指定介護機関の再開【健康福祉局生活支援課】	25
△ 指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定【健康福祉局高齢施設課】	26
△ 指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の廃止【健康福祉局高齢施設課】	27
△ 同 【健康福祉局高齢施設課】	28
△ 情報通信の技術を利用する方法により行う行政手続等の一部改正【みどり環境局公園緑地管理課】	29
△ 保存すべき緑地の指定【みどり環境局公園緑地事業課】	30
△ 市道路線の認定【道路局路政課】	32
△ 市道路線の廃止【道路局路政課】	36
△ 市道区域の決定及び供用の開始【道路局路政課】	41
△ 市道区域の供用の開始【道路局路政課】	46
△ 同 【道路局路政課】	47
△ 国道区域の変更【道路局路政課】	48
△ 市道区域の変更及び供用の開始【道路局路政課】	49
△ 市道区域の変更【道路局路政課】	58

△ 指定納付受託者に関する事項の変更の届出【教育委員会事務局学校支援・地域連携課】 60

[公告]

△ 大規模小売店舗の変更の届出【経済局商業振興課】 61

△ 同 【経済局商業振興課】 63

△ 同 【経済局商業振興課】 65

△ 同 【経済局商業振興課】 67

△ 公園の設置【みどり環境局公園緑地管理課】 68

△ 公園の一時利用停止【みどり環境局公園緑地管理課】 69

△ 配慮市長意見書の縦覧【みどり環境局環境影響評価課】 70

△ 排水設備指定工事店の変更【下水道河川局管路保全課】 71

△ 横浜国際港都建設設計画地区計画の原案の縦覧【建築局都市計画課】 72

△ マンション敷地売却組合の理事長の氏名及び住所【建築局住宅再生課】 73

△ 総合的見地からした設計による同一敷地内建築物の認定に係る一定の一団の土地の区域【建築局市街地建築課】 74

△ 総合的設計による同一敷地内建築物の認定に係る一団地の取消し【建築局市街地建築課】 75

△ 開発行為に関する工事の完了【建築局調整区域課】 76

△ 同 【建築局調整区域課】 77

△ 同 【建築局調整区域課】 78

△ 同 【建築局調整区域課】 79

△ 建築基準法に基づく道路の位置の指定【建築局調整区域課】 80

△ 建築基準法に基づく指定道路の廃止【建築局建築企画課】 81

△ 同 【建築局建築指導課】 82

△ 建築基準法に基づく指定道路の一部廃止【建築局建築指導課】 83

[区告示]

△ 認可地縁団体の告示事項の変更【中区地域振興課】 84

△ 同 【青葉区地域振興課】 85

△ 同 【栄区地域振興課】 86

[区公告]

△ 自動車臨時運行許可番号標の失効【鶴見区総務課】 87

△ 横浜市潮田地域ケアプラザ等の指定管理者の指定【鶴見区福祉保健課】 88

△ 横浜市鶴見区福祉保健活動拠点の指定管理者の指定【鶴見区福祉保健課】 89

△ 横浜市反町地域ケアプラザ等の指定管理者の指定【神奈川区福祉保健課】 90

△ 横浜市神奈川区福祉保健活動拠点の指定管理者の指定【神奈川区福祉保健課】 91

△ 横浜市西区地域ケアプラザの指定管理者の指定【西区福祉保健課】 92

△ 横浜市新山下地域ケアプラザ等の指定管理者の指定【中区福祉保健課】 93

△ 横浜市浦舟地域ケアプラザ等の指定管理者の指定【南区福祉保健課】 94

△ 横浜市南区福祉保健活動拠点の指定管理者の指定【南区福祉保健課】 95

△ 横浜市港南台地域ケアプラザ等の指定管理者の指定【港南区福祉保健課】 96

△ 横浜市港南区福祉保健活動拠点の指定管理者の指定【港南区福祉保健課】	97
△ 横浜市岩崎地域ケアプラザ等の指定管理者の指定【保土ヶ谷区福祉保健課】	98
△ 横浜市保土ヶ谷区福祉保健活動拠点の指定管理者の指定【保土ヶ谷区福祉保健課】	99
[医療局病院経営本部]	
△ 横浜市医療局病院経営本部職員の休暇に関する規程の一部を改正する規程【人事課】	125
[監査委員]	
△ 監査委員による監査の結果に基づき横浜市長等が講じた措置の内容の公表【財務監査課】	128

告示

横浜市告示第379号（令和7年10月1日掲示済）

市税に関する申告期限等の指定

横浜市市税条例（昭和25年8月横浜市条例第34号）第18条第3項の規定に基づき、市税に関する申告期限等の延長（令和6年1月横浜市告示第9号）において別途告示で定めることとされている期日のうち、次に掲げる地域に住所等を有する者に係るものについては、次に掲げるとおりとする。

令和7年10月1日

横浜市長 山中竹春

都道府県名	指定地域
石川県	輪島市、珠洲市、鳳珠郡穴水町及び鳳珠郡能登町

対象となる申告期限等	期別	指定する期日
令和5年度分の固定資産税及び都市計画税の納期限	第3期	令和7年10月31日
	第4期	
令和6年度分の固定資産税及び都市計画税の納期限	第1期	
	第2期	
	第3期	
	第4期	
令和7年度分の固定資産税及び都市計画税の納期限	第1期	
	第2期	
	第3期	
	第4期	
令和5年度分の普通徴収に係る個人の市民税の納期限	第4期	令和8年1月5日
令和6年度分の普通徴収に係る個人の市民税の納期限	第1期	令和8年3月2日
	第2期	
	第3期	
	第4期	
令和7年度分の普通徴収に係る個人の市民税の納期限	第1期	令和7年10月31日
	第2期	

民税の納期限	第3期	
	第4期	令和8年2月2日
令和5年度分、令和6年度分及び令和7年度分の給与所得に係る個人の市民税の特別徴収税額の納期限	令和7年10月10日までに納期限が到来するもの	令和7年10月31日
上記以外の納期限	令和7年10月30日までに納期限が到来するもの	
上記以外の申告期限等	令和7年10月30日までに申告期限等が到来するもの	

横浜市告示第385号（令和7年10月3日掲示済）

土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧期間
の指定

令和6年度の土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧期間の延長（令和6年4月横浜市告示第107号）並びに令和7年度の土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧期間の延長（令和7年4月横浜市告示第116号）において別途告示で定めることとされている期日のうち、次に掲げる地域に住所等を有する者についての土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧期間は、令和7年10月31日までとする。

令和7年10月3日

横浜市長 山中竹春

都道府県名	指定地域
石川県	輪島市、珠洲市、鳳珠郡穴水町及び鳳珠郡能登町

横浜市告示第386号

生活保護法に基づく医療機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による医療機関として、次のとおり指定した。

令和7年10月15日

横浜市長 山中竹春

1 診療所又は薬局

指定年月日	名称	所在地
令和7年4月1日	グリーンデンタルクリニック	緑区台村町329番地の3
令和7年8月1日	山田歯科医院	西区伊勢町2丁目106番地
同	矢吹眼科クリニック	港南区港南台三丁目1番3号
同	あざみ野内科・消化器内視鏡クリニック	青葉区あざみ野一丁目10番地の7
同	うえの小児科クリニック	戸塚区吉田町944番地の5
令和7年9月1日	えがさき内科・呼吸器クリニック	鶴見区江ヶ崎町20番27号
同	フィットケアデポ片倉店薬局	神奈川区片倉二丁目2番10号
同	横浜こころとねむりのクリニック	神奈川区金港町1番地の10
同	菊名まちかど薬局	港北区菊名四丁目3番11号
同	アイン薬局綱島店	港北区綱島西一丁目5番18号
同	いろどり形成外科・皮膚科	港北区綱島西一丁目5番18号
同	綱島公園坂クリニック	港北区綱島西一丁目5番18号

同	日吉本町サンライン こどもクリニック	港北区日吉本町三丁目 40番 17号
同	サニタ薬局中山店	緑区寺山町 138 番地
同	青葉ひろホームクリニック	青葉区美しが丘四丁目 1 番地の 22
同	オーチー東戸塚店薬局	戸塚区品濃町 549 番地の 8
同	上郷やまぐち耳鼻咽喉科	栄区長倉町 1 番 1,387 - 1号
同	アイセイ薬局瀬谷店	瀬谷区瀬谷四丁目 23 番地の 35
同	瀬谷アクロスデンタルクリニック	瀬谷区瀬谷四丁目 23 番地の 35
同	せや南口整形外科	瀬谷区瀬谷四丁目 23 番地の 35

2 指定訪問看護事業者

指定年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等の名称	訪問看護ステーション等の所在地
令和7年8月1日	株式会社陽だまり	鶴見区矢向五丁目1番27号	陽だまり看護ステーション 鶴見中央	鶴見区寺谷一丁目1番13号
同	株式会社 A R I A	大阪市中央区久太郎町3丁目1番6号	New Gate 訪問看護ステーション神奈川支店	南区中里一丁目20番11号
同	株式会社 アール・クラ	港南区野庭町610番地	アール・クラ 横浜ヒルズ	保土ヶ谷区東川島町20番地の16
同	株式会社 M E D I - F U L L	大阪府阪南市下出37番地の5	リクラス神奈川メディフル 訪問看護ステーション青葉	青葉区藤が丘二丁目36番地の17

同	4 X 株式会社	東京都渋谷区円山町5番5号	訪問看護ステーションまるつとけあ都筑	都筑区富士見が丘17番5号
令和7年9月1日	株式会社笑人	青葉区新石川三丁目2番地の5	田園都市子育てナースステーションかなえ	青葉区新石川三丁目2番地の5

横浜市告示第387号

生活保護法に基づく施術者の指定

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による施術者として、次のとおり指定した。

令和7年10月15日

横浜市長 山中竹春

指定年月 日	氏名	名称	所在地
令和7年 10月1日	小原郁弥	おばら鍼灸マッサージ治療院	神奈川区三ツ沢下町12番2号
同	坂本将之	アマーレ治療院	南区万世町1丁目1番地
同	山口睦美	同	同
同	田村みなみ	訪問マッサージ はりきゅうあん 寿横浜旭	旭区さちが丘128番地の14
同	青島由美佳	開設なし	港北区箕輪町二丁目10番20号
同	内田崇斗	マッサージ PIN	緑区寺山町794番地の23
同	宇津木潤	訪問マッサージ ヒューマンライ フケア横浜北	都筑区北山田一丁目2番1号
同	川田哲也	さくら訪問鍼灸 マッサージ	戸塚区平戸町559番地の2
同	伊藤ゆづは	ひらいはりきゅう院	東京都品川区東大井5丁目6番8号
同	山崎雅由	鍼灸清明院	東京都渋谷区代々木2丁目15番12号

横浜市告示第388号

生活保護法に基づく指定医療機関の変更

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による指定医療機関を次のとおり変更した旨の届出があつた。

令和7年10月15日

横浜市長 山中竹春

1 診療所又は薬局

変更年月 日	名 称	所在 地
令和7年 8月1日	(新)さくら薬局横浜仲通店	鶴見区仲通1丁目58番地 の8
	(旧)浅川薬局	
同	(新)医療法人社団稻門医学 会 笹下みづかみクリニッ ク	港南区笹下三丁目11番14 号
	(旧)奈良こうすけ診療所	
同	(新)さくら薬局横浜大倉山 1丁目店	港北区大倉山一丁目29番 11号
	(旧)飯田薬局大倉山店	
同	(新)さくら薬局藤が丘駅前 店	青葉区藤が丘二丁目5番 地の5
	(旧)藤が丘薬局南口駅ビル 店	
同	(新)たから薬局センター南 店	都筑区茅ヶ崎南五丁目1 番10号
	(旧)太陽薬局	
令和7年 8月4日	(新)セイムス藤が丘薬局	青葉区藤が丘一丁目28番 地の12
	(旧)スマイル薬局藤が丘店	

2 変更訪問看護事業者等

変更年月 日	事業者 の 名 称	主たる事務 所の所在地	訪問看護ステ ーション等の 名 称	訪問看護ステ ーション等の 所 在 地

令和6年 10月1日	株式会社 ネクサス リンク	青葉区すみ よし台27番 地の20	つながり訪問 看護ステーシ ヨン青葉	(新) 青葉区すみ よし台27番地 の20
				(旧) 青葉区奈良 五丁目28番地 の2
令和7年 5月19日	合同会社 フレアサ ポート	鶴見区平安 町1丁目1 番地の11	フレア訪問看 護リハビリス テーション	(新) 鶴見区馬場 三丁目1番33 号
				(旧) 鶴見区馬場 一丁目8番4 号
令和7年 7月1日	社会福祉 法人横浜 市福祉サ ービス協 会	西区桜木町 6丁目31番 地	横浜市福祉サ ービス協会訪 問看護ステー ションつるみ	(新) 鶴見区江ヶ 崎町2番42号
				(旧) 鶴見区鶴見 中央一丁目26 番1号
同	エフィラ グループ 株式会社	港北区新横 浜二丁目6 番地の13	(新) アポロ精神 科訪問看護ス テーション新横浜	港北区新横浜 二丁目17番地 の11
			(旧) アポロ訪問 看護ステーシ ヨン	
同	株式会社 Be in g	港北区日吉 本町一丁目 18番29号	T S U K A S A訪問看護ス テーション	(新) 港北区日吉 本町一丁目18 番29号
				(旧) 港北区日吉 本町一丁目5 番32号
令和7年 8月1日	社会福祉 法人横浜 市福祉サ ービス協 会	栄区小菅ヶ 谷二丁目1 番1号	横浜市福祉サ ービス協会訪 問看護ステー ション磯子	(新) 磯子区磯子 三丁目3番21 号
				(旧) 磯子区東町 15番32号

同	社会福祉法人横浜市福祉サービス協会	西区桜木町6丁目31番地	横浜市福祉サービス協会訪問看護ステーションいづみ	(新)泉区和泉中央南五丁目1番18号
				(旧)泉区和泉中央南四丁目1番3号

横浜市告示第389号

生活保護法に基づく指定施術者の変更

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による指定施術者を次のとおり変更した旨の届出があった。

令和7年10月15日

横浜市長 山中竹春

変更年月 日	氏名	名称	所在地
令和7年 6月1日	齊藤 恵美	(新)さくら訪問鍼灸マッサージ	(新)戸塚区平戸町559番地の2
		(旧)さくら鍼灸院 戸塚院	(旧)戸塚区吉田町884番地
同	東海林 由香梨	(新)さくら訪問鍼灸マッサージ	(新)戸塚区平戸町559番地の2
		(旧)開ふたば鍼灸マッサージ院	(旧)戸塚区品濃町515番地の1
同	川田 哲也	(新)さくら訪問鍼灸マッサージ	(新)戸塚区平戸町559番地の2
		(旧)さくら鍼灸マッサージ院	(旧)栄区笠間一丁目5番1号
同	上野 彩子	(新)さくら訪問鍼灸マッサージ	(新)戸塚区平戸町559番地の2
		(旧)ひだまり鍼灸マッサージ院	(旧)瀬谷区三ツ境10番地の3
令和7年 8月20日	小泉 光平	(新)上大岡あおば接骨院	(新)港南区上大岡西一丁目15番1号
		(旧)戸塚あおば整骨院	(旧)戸塚区戸塚町10番地
令和7年 8月27日	吉川 朋子	(新)しろくまはりきゅうマッサージ	泉区下和泉三丁目10番25号
		(旧)開設なし	

横浜市告示第390号

生活保護法に基づく指定医療機関の休止

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による指定医療機関を次のとおり休止した旨の届出があつた。

令和7年10月15日

横浜市長 山中竹春

診療所又は薬局

休止年月日	名称	所在地
令和7年8月1日	磯子泌尿器科クリニック	磯子区磯子三丁目3番21号
同	東戸塚内科健診クリニック	戸塚区品濃町519番地の1

横浜市告示第391号

生活保護法に基づく指定医療機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による指定医療機関を次のとおり廃止した旨の届出があつた。

令和7年10月15日

横浜市長 山中竹春

1 診療所又は薬局

廃止年月日	名称	所在地
令和7年1月31日	医療法人社団栗原歯科医院	青葉区市ヶ尾町1,053番地の23
令和7年3月31日	グリーンデンタルクリニック	緑区台村町329番地の3
令和7年6月5日	共創未来能見台薬局	金沢区能見台三丁目16番地の1
令和7年6月12日	杉本眼科医院	戸塚区戸塚町16番地の1
令和7年6月27日	スギ薬局大倉山駅西店	港北区大倉山二丁目2番8号
令和7年6月30日	藤井歯科医院	青葉区あざみ野二丁目28番地の6
令和7年7月7日	三沢歯科医院	保土ヶ谷区法泉一丁目6番27号
令和7年7月15日	紀久薬局	戸塚区戸塚町6,001番地の5
令和7年7月31日	調剤薬局ニコラ	神奈川区子安通2丁目286番地
同	山田歯科医院	西区伊勢町2丁目106番地
同	日本調剤関内駅前薬局	中区真砂町2丁目26番地
同	医療法人社団塩田眼科医院	港南区港南台四丁目1番1号

同	すみた内科・循環器 内科	磯子区下町8番16号
同	青葉ひろクリニック	青葉区あざみ野一丁 目10番地の7
同	うえの小児科クリニ ック	戸塚区吉田町944番 地の5

2 廃止訪問看護事業者

廃止年月 日	事業者の 名称	主たる事務 所の所在地	訪問看護ステ ーション等の 名称	訪問看護ステ ーション等の 所在地
令和7年 9月30日	合同会社 麻田企画	南区共進町 1丁目16番 地の2	Y O U K I よ こはま訪問看 護リハビリケ ア	南区井土ヶ谷 下町37番地の 9

横浜市告示第392号

生活保護法に基づく指定医療機関の指定の辞退

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による指定医療機関に次のとおりその指定の辞退があつた。

令和7年10月15日

横浜市長 山中竹春

診療所又は薬局

辞退年月日	名称	所在地
令和7年7月31日	みずほ薬局	保土ヶ谷区岩井町53番地
令和7年8月31日	医療法人社団大谷会 戸塚駅前おおたに歯科クリニック	戸塚区吉田町3,002番地の1

横浜市告示第393号

生活保護法に基づく介護機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による介護機関として、次のとおり指定した。

令和7年10月15日

横浜市長 山中竹春

1 居宅介護事業者（訪問看護）

指定年月 日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和7年 7月1日	田島大太郎	港南区日限山一丁目57番40号	たじま歯科クリニック	港南区日限山一丁目57番40号

2 居宅介護事業者（居宅療養管理指導）

指定年月 日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和7年 5月1日	医療法人社団彩和会	栄区長沼町188番地の8	さくら脳神経クリニック	栄区長沼町188番地の8
令和7年 7月1日	田島大太郎	港南区日限山一丁目57番40号	たじま歯科クリニック	港南区日限山一丁目57番40号

横浜市告示第394号

生活保護法に基づく指定介護機関の変更

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による指定介護機関を次のとおり変更した旨の届出があった。

令和7年10月15日

横浜市長 山中竹春

1 居宅介護事業者（訪問介護）

変更年月 日	事業者の名 称	主たる事務所 の所在地	居宅介護事業 所の名称	居宅介護事 業所の所在 地
令和6年 9月1日	合同会社寿	保土ヶ谷区上 菅田町 285番 地の2	訪問介護寿上 菅田	(新)保土ヶ谷 区西谷四丁 目8番6号 (旧)保土ヶ谷 区上菅田町 925番地
令和7年 3月1日	株式会社クラブマン	(新)南区清水ヶ 丘11番地 (旧)南区中村町 2丁目111番 地の1	(新)ユニパレ (旧)ユニパレ石 川町	(新)南区清水 ヶ丘11番地 (旧)中区石川 町5丁目21 7番地の4
令和7年 5月1日	A L S O K 介護株式会 社	さいたま市大 宮区三橋2丁 目795番地	(新)A L S O K 介護ヘルパー ステーション 横浜 (旧)かたくり中 田	泉区中田南 二丁目12番 2号

2 居宅介護事業者（訪問看護）

変更年月 日	事業者の名 称	主たる事務所 の所在地	居宅介護事業 所の名称	居宅介護事 業所の所在 地
令和6年 10月17日	株式会社S H I M	戸塚区上矢部 町1,180番地 の3	もみじ訪問看 護ステーション	(新)栄区飯島 町92番地の1

			(旧) 栄区小菅 ケ谷四丁目 18番26号	
令和7年 5月19日	合同会社フレアサポート	(新) 鶴見区馬場 三丁目1番33号	フレア訪問看護リハビリステーション	(新) 鶴見区馬場三丁目1番33号
		(旧) 鶴見区平安町1丁目1番地の1		(旧) 鶴見区馬場一丁目8番4号
令和7年 7月1日	株式会社B e i n g	(新) 港北区日吉本町一丁目18番29号	T S U K A S A 訪問看護ステーション	(新) 港北区日吉本町一丁目18番29号
		(旧) 港北区日吉本町一丁目5番32号		(旧) 港北区日吉本町一丁目5番32号
令和7年 9月1日	株式会社若武者ケア横浜北部	緑区中山一丁目9番2号	(新) 陽だまり訪問看護リハビリステーション青葉	青葉区松風台13番地の5
			(旧) ライフウェル訪問看護リハビリステーション青葉台	

3 居宅介護事業者（居宅療養管理指導）

変更年月 日	事業者の名 称	主たる事務所 の所在地	居宅介護事業 所の名称	居宅介護事 業所の所在 地
令和7年 8月1日	さくら薬局 株式会社	東京都千代田区大手町1丁目3番1号	(新) さくら薬局 横浜大倉山1丁目店	港北区大倉山一丁目29番11号
			(旧) 飯田薬局大倉山店	
同	株式会社ト ラストファ ーマシー	東京都豊島区南池袋2丁目29番12号	(新) たから薬局 センター南店	都筑区茅ヶ崎南五丁目1番10号
			(旧) 太陽薬局	

4 居宅介護支援事業者

変更年月 日	事業者の名 称	主たる事務所 の所在地	居宅介護支援 事業所の名称	居宅介護支 援事業所の 所在地
令和6年 9月1日	合同会社寿	保土ヶ谷区上 菅田町 285番 地の2	介護保険セン ター寿上菅田	(新)保土ヶ谷 区西谷四丁 目8番6号
				(旧)保土ヶ谷 区上菅田町 922番地
令和7年 8月1日	社会福祉法 人横浜市福 祉サービス 協会	西区桜木町6 丁目31番地	横浜市福祉サ ービス協会ヘ ルパーステー ション磯子	(新)磯子区磯 子三丁目3 番21号
				(旧)磯子区東 町15番32号

5 介護予防事業者（介護予防訪問看護）

変更年月 日	事業者の名 称	主たる事務所 の所在地	介護予防事業 所の名称	介護予防事 業所の所在 地
令和6年 10月17日	株式会社 S H I M	戸塚区上矢部 町1,180番地 の3	もみじ訪問看 護ステーション	(新)栄区飯島 町92番地の1
				(旧)栄区小菅 ヶ谷四丁目18 番26号
令和7年 5月19日	合同会社フ レアサポート	(新)鶴見区馬場 三丁目1番33 号 (旧)鶴見区平安 町1丁目1番 1号	フレア訪問看 護リハビリス テーション	(新)鶴見区馬 場三丁目1番33 号
				(旧)鶴見区馬 場一丁目8番4 号
令和7年 7月1日	株式会社 B e i n g	(新)港北区日吉 本町一丁目18 番29号	T S U K A S A訪問看護ス テーション	(新)港北区日 吉本町一丁目18 番29号

		(旧) 港北区日吉 本町一丁目5番32号		(旧) 港北区日吉本町一丁目5番32号
令和7年 9月1日	株式会社若武者ケア横浜北部	緑区中山一丁目9番2号	(新) 陽だまり訪問看護リハビリステーション青葉	青葉区松風台13番地の5
			(旧) ライフウェル訪問看護リハビリステーション青葉台	

6 介護予防事業者（介護予防居宅療養管理指導）

変更年月 日	事業者の名 称	主たる事務所 の所在地	介護予防事業 所の名称	介護予防事 業所の所在 地
令和7年 8月1日	さくら薬局 株式会社	東京都千代田区大手町1丁目3番1号	(新) さくら薬局 横浜大倉山1丁目店	港北区大倉山一丁目29番11号
			(旧) 飯田薬局大倉山店	
同	株式会社ト ラストファ ーマシー	東京都豊島区南池袋2丁目29番12号	(新) たから薬局 センター南店	都筑区茅ヶ崎南五丁目1番10号
			(旧) 太陽薬局	

7 介護予防支援事業者

変更年月 日	事業者の名 称	主たる事務所 の所在地	介護予防支援 事業所の名称	介護予防支 援事業所の 所在地
令和6年 9月1日	合同会社寿	保土ヶ谷区上菅田町285番地の2	介護保険センタ－寿上菅田	(新) 保土ヶ谷区西谷四丁目8番6号

8 介護予防・日常生活支援総合事業者（訪問型サービス）

変更年月 日	事業者の名 称	主たる事務所 の所在地	介護予防・日 常生活支援総 合事業所の名 称	介護予防・ 日常生活支 援総合事業 所の所在地
令和6年 9月1日	合同会社寿	保土ヶ谷区上 菅田町 285番 地の2	訪問介護寿上 菅田	(新)保土ヶ谷 区西谷四丁 目8番6号 (旧)保土ヶ谷 区上菅田町 925番地
令和7年 3月1日	株式会社ク ラブマン	(新)南区清水ヶ 丘11番地 (旧)南区中村町 2丁目111番 地の1	(新)ユニパレ (旧)ユニパレ石 川町	(新)南区清水 ヶ丘11番地 (旧)中区石川 町5丁目21 7番地の4
令和7年 5月1日	A L S O K 介護株式会 社	さいたま市大 宮区三橋2丁 目795番地	(新)A L S O K 介護ヘルパー ステーション 横浜 (旧)かたくり中 田	泉区中田南 二丁目12番 2号

横浜市告示第395号

生活保護法に基づく指定介護機関の再開

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項に規定する指定介護機関を次のとおり再開した旨の届出があった。

令和7年10月15日

横浜市長 山中竹春

居宅介護支援事業者

再開年月 日	事業者の名 称	主たる事務所 の所在地	居宅介護支援 事業所の名称	居宅介護支援 事業所の所在 地
令和7年 5月1日	KIコンサルティング 株式会社	青葉区梅が丘 2番地の15	ミライリハケ アプラン青葉	青葉区元石川 町3,712番地 の11

横浜市告示第396号

指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定

介護保険法（平成9年法律第123号）第70条第1項及び第115条の2第1項の規定により、指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者として、次のとおり指定した。

令和7年10月15日

横浜市長 山中竹春

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
社会福祉法人カメリア会	クラシックレジデンス 東戸塚	戸塚区上品濃1番18号	令和7年10月1日	特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護

横浜市告示第397号

指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の廃止

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項及び第115条の5第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者から廃止の届出があった。

令和7年10月15日

横浜市長 山中竹春

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日	サービスの種類
株式会社創生事業団	エルダーホームケア上大岡	港南区笹下五丁目2番16号	令和6年3月31日	特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護

横浜市告示第398号

指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の廃止

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項及び第115条の5第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者から廃止の届出があった。

令和7年10月15日

横浜市長 山中竹春

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日	サービスの種類
社会福祉法人草加福祉会	クラシックレジデンス東戸塚	戸塚区上品濃1番18号	令和7年9月30日	特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護

横浜市告示第399号

情報通信の技術を利用する方法により行う行政手続等の一部改正

情報通信の技術を利用する方法により行う行政手続等（平成17年2月横浜市告示第56号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和7年10月15日

横浜市長 山中竹春

同表に次のように加える。

横浜市都市緑地法施行細則 (昭和49年12月 横浜市規則第16 3号)	第9条第1項	令和7年10月15 日	緑化率の適用除外に関する許可の申請
	第13条第1項	令和7年10月15 日	緑化率の最低限度に関する証明書の交付の申請
	第14条	令和7年10月15 日	緑化率の証明等に関する名義変更の届出
	第15条第1項	令和7年10月15 日	緑化率の証明等に関する取下げの届出
	第15条第2項	令和7年10月15 日	緑化率の証明等に関する取りやめの届出

横浜市告示第400号

保存すべき緑地の指定

緑の環境をつくり育てる条例（昭和48年6月横浜市条例第47号）第7条第1項の規定に基づき、保存すべき緑地として、次の地域を指定した。

令和7年10月15日

横浜市長 山中竹春

保存すべき緑地	指定地域
獅子ケ谷市民の森	港北区師岡町130番の1及び130番の2
熊野神社市民の森	港北区樽町四丁目190番のイ 港北区師岡町918番、940番、941番の1、945番の1、945番の2及び950番の2
小机城址市民の森	港北区小机町734番の1、735番の1、736番の1、737番の1、737番の2、738番の1、738番の2、739番の1、741番、748番の2、77番の1、781番の2、786番、787番、792番の3、803番の2、806番の1、814番及び815番の1
寺家ふるさとの森	青葉区鴨志田町572番 青葉区寺家町678番、834番、835番の1から835番の3まで、836番から844番まで、845番の1、845番の2、846番の2、846番の3、847番、848番、849番の1から849番の7まで、851番の3、852番の2、853番の3、853番の4、872番の2、881番の2、881番の3、915番の1、915番の2、918番の1から918番の3まで、932番、950番の2、950番の3、950番の5、950番の7から950番の10まで、951番の4、952番の1、952番の2、953番の1、953番の3、953番の4、954番、954番の2、954番の3、955番から957番まで、980番、982番の2、982番の3、982番の4

2番の5、983番の2、984番の1
から984番の4まで、985番の1から
985番の3まで、986番から988
番まで、989番の1から989番の3
まで、990番の1、990番の2及び
992番の1

横浜市告示第401号

市道路線の認定

道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定に基づき、次のように市道路線を認定する。

その関係図面は、横浜市道路局道路部路政課において告示の日から15日間一般の縦覧に供する。

令和7年10月15日

横浜市長 山中竹春

路線名	起終点
柏尾 第613号線	港南区下永谷五丁目 2,158番の23地先 同区同 同番の6地先
柏尾 第614号線	港南区下永谷五丁目 2,158番の36地先 同区同 同番の34地先
東希望が丘 第668号線	旭区今宿町 2,667番の25地先 同区同町 2,666番の89地先
東希望が丘 第669号線	旭区今宿町 2,666番の90地先 同区同町同番の98地先
東希望が丘 第670号線	旭区さちが丘65番の65地先 同区同 同番の33地先
笹下 第614号線	磯子区森が丘二丁目 1,685番の343地先 同区同 同番の342地先
新杉田 第239号線	磯子区杉田五丁目 634番の2地先 同区同 638番の1地先
杉田 第710号線	磯子区杉田五丁目 627番の4地先 同区同 621番の3地先
新杉田 第240号線	金沢区富岡東二丁目 2,555番の17地先 同区同 同番の11地先
長後 第98号線	泉区下飯田町 1,409番の1地先 同区ゆめが丘31番の57地先
長後	泉区ゆめが丘39番の6地先

第 99 号 線	同 区 同 38 番 の 4 地 先
長 後 第 100 号 線	泉 区 下 飯 田 町 1,405 番 の 1 地 先 同 区 ゆ め が 丘 50 番 の 5 地 先
長 後 第 101 号 線	泉 区 ゆ め が 丘 46 番 の 12 地 先 同 区 下 飯 田 町 1,370 番 の 2 地 先
長 後 第 102 号 線	泉 区 ゆ め が 丘 47 番 の 16 地 先 同 区 同 46 番 の 8 地 先
長 後 第 103 号 線	泉 区 ゆ め が 丘 34 番 の 3 地 先 同 区 同 27 番 の 2 地 先
和 泉 町 第 491 号 線	泉 区 ゆ め が 丘 1 番 の 1 地 先 同 区 和 泉 中 央 南 五 丁 目 3,279 番 の 3 地 先
和 泉 町 第 492 号 線	泉 区 ゆ め が 丘 1 番 の 2 地 先 同 区 同 12 番 地 先
和 泉 町 第 493 号 線	泉 区 ゆ め が 丘 3 番 の 1 地 先 同 区 同 2 番 の 9 地 先
和 泉 町 第 494 号 線	泉 区 ゆ め が 丘 4 番 の 1 地 先 同 区 同 3 番 の 10 地 先
和 泉 町 第 495 号 線	泉 区 ゆ め が 丘 5 番 の 1 地 先 同 区 同 4 番 の 6 地 先
和 泉 町 第 496 号 線	泉 区 ゆ め が 丘 8 番 の 1 地 先 同 区 同 1 番 の 10 地 先
和 泉 町 第 497 号 線	泉 区 ゆ め が 丘 7 番 の 1 地 先 同 区 同 5 番 の 15 地 先
和 泉 町 第 498 号 線	泉 区 下 飯 田 町 1,653 番 の 1 地 先 同 区 ゆ め が 丘 19 番 の 1 地 先
和 泉 町 第 499 号 線	泉 区 ゆ め が 丘 22 番 の 1 地 先 同 区 同 21 番 の 4 地 先
和 泉 町 第 500 号 線	泉 区 ゆ め が 丘 22 番 の 7 地 先 同 区 同 20 番 の 6 地 先

和泉町 第 501 号線	泉区ゆめが丘 16 番の 7 地先 同区下飯田町 1,653 番の 6 地先
和泉町 第 502 号線	泉区ゆめが丘 9 番地先 同区同 2 番の 18 地先
和泉町 第 503 号線	泉区ゆめが丘 15 番地先 同区同 8 番の 3 地先
和泉町 第 504 号線	泉区和泉町 3,191 番の 15 地先 同区同 町 3,200 番の 4 地先
和泉町 第 505 号線	泉区和泉町 3,200 番の 4 地先 同区ゆめが丘 10 番地先
和泉町 第 506 号線	泉区ゆめが丘 32 番地先 同区同 30 番の 1 地先
和泉町 第 507 号線	泉区ゆめが丘 34 番の 1 地先 同区同 33 番の 3 地先
和泉町 第 508 号線	泉区ゆめが丘 32 番地先 同区同 16 番の 6 地先
湘南台 第 78 号線	泉区ゆめが丘 48 番の 1 地先 同区同 47 番の 10 地先
湘南台 第 79 号線	泉区ゆめが丘 49 番の 1 地先 同区同 45 番の 8 地先
湘南台 第 80 号線	泉区ゆめが丘 50 番の 1 地先 同区同 49 番の 5 地先
湘南台 第 81 号線	泉区下飯田町 856 番の 1 地先 同区同 町 854 番の 6 地先
湘南台 第 82 号線	泉区ゆめが丘 45 番の 9 地先 同区同 46 番の 7 地先
湘南台 第 83 号線	泉区ゆめが丘 51 番地先 同区同 59 番の 3 地先
下飯田	泉区ゆめが丘 52 番の 1 地先

第 457 号線	同 区 同 53 番 の 1 地 先
下 飯 田 第 458 号線	泉 区 ゆめが丘 54 番 の 1 地 先 同 区 下 飯 田 町 866 番 の 1 地 先
下 飯 田 第 459 号線	泉 区 ゆめが丘 72 番 の 4 地 先 同 区 同 69 番 の 3 地 先
下 飯 田 第 460 号線	泉 区 ゆめが丘 66 番 の 1 地 先 同 区 同 67 番 の 3 地 先
下 飯 田 第 461 号線	泉 区 ゆめが丘 67 番 の 10 地 先 同 区 同 61 番 の 11 地 先
下 飯 田 第 462 号線	泉 区 ゆめが丘 64 番 の 3 地 先 同 区 同 63 番 の 1 地 先
下 飯 田 第 463 号線	泉 区 ゆめが丘 62 番 の 1 地 先 同 区 同 60 番 の 1 地 先
下 飯 田 第 464 号線	泉 区 下 和 泉 二 丁 目 675 番 の 30 地 先 同 区 同 同 番 の 28 地 先

横浜市告示第402号

市道路線の廃止

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定に基づき、次のように市道路線を廃止する。

その関係図面は、横浜市道路局道路部路政課において告示の日から15日間一般の縦覧に供する。

令和7年10月15日

横浜市長 山中竹春

路線名	起 点 終 点
高島台 第111号線	神奈川区鶴屋町1丁目44番地内 同 区 同 町 同 41番地内
高島台 第118号線	神奈川区鶴屋町1丁目45番地内 同 区 同 町 同 41番地内
柏尾 第249号線	港南区下永谷五丁目 2,163番の102地先 同 区 同 2,182番の5地先
上大岡 第443号線	港南区大久保一丁目 117番の3地先 同 区 同 125番の9地先
下野庭 第642号線	港南区港南六丁目 2,476番の3地先 同 区 同 2,315番の1地先
三ツ沢 第382号線	保土ヶ谷区鎌谷町 297番の19地先 神奈川区三ツ沢西町 340番の3地先
川島町 第12号線	旭区鶴ヶ峰一丁目 53番の3地先 同 区 同 同番の6地先
新杉田 第203号線	磯子区杉田五丁目 634番の2地先
新杉田 第204号線	磯子区杉田五丁目 634番の2地先 同 区 同 627番の3地先
新杉田 第205号線	磯子区杉田五丁目 634番の2地先 同 区 同 639番の2地先
杉田	磯子区杉田五丁目 626番の1地先

第 21 号 線	同 区 同 621 番 の 4 地 先
杉 田 第 22 号 線	磯 子 区 杉 田 五 丁 目 639 番 地 先 同 区 同 641 番 の 1 地 先
杉 田 第 23 号 線	磯 子 区 杉 田 五 丁 目 602 番 の 3 地 先
川 向 第 152 号 線	港 北 区 新 羽 町 701 番 地 先 同 区 同 町 705 番 の 3 地 先
小 机 第 40 号 線	港 北 区 小 机 町 896 番 の 32 地 先 同 区 同 町 915 番 の 3 地 先
小 机 第 46 号 線	港 北 区 小 机 町 915 番 の 3 地 先 同 区 同 町 884 番 の 1 地 先
深 谷 第 290 号 線	戸 塚 区 汲 沢 町 300 番 地 先 同 区 同 町 23 番 の 1 地 先
下 倉 田 第 371 号 線	戸 塚 区 下 倉 田 町 971 番 の 10 地 先 同 区 同 町 970 番 地 先
長 後 第 79 号 線	泉 区 ゆ め が 丘 101 番 の 23 地 内 同 区 同 同 番 の 22 地 内
長 後 第 83 号 線	泉 区 下 飯 田 町 1,410 番 の 2 地 先 同 区 ゆ め が 丘 101 番 の 34 地 内
長 後 第 87 号 線	泉 区 ゆ め が 丘 101 番 の 23 地 内 同 区 下 飯 田 町 1,545 番 の 2 地 先
長 後 第 89 号 線	泉 区 ゆ め が 丘 101 番 の 22 地 内
長 後 第 90 号 線	泉 区 ゆ め が 丘 101 番 の 22 地 内
長 後 第 91 号 線	泉 区 下 飯 田 町 1,405 番 の 1 地 先 同 区 同 町 855 番 の 4 地 先
長 後 第 94 号 線	泉 区 ゆ め が 丘 36 番 地 内 同 区 同 101 番 の 22 地 内

長後 第 95 号線	泉区ゆめが丘 36 番地内 同区同 101 番の 20 地内
和泉町 第 232 号線	泉区ゆめが丘 101 番の 13 地内
和泉町 第 234 号線	泉区ゆめが丘 101 番の 1 地内 同区和泉中央南五丁目 3,279 番の 49 地先
和泉町 第 236 号線	泉区ゆめが丘 101 番の 1 地内 同区同 同 番の 2 地内
和泉町 第 237 号線	泉区ゆめが丘 101 番の 1 地内 同区同 同 番の 6 地内
和泉町 第 238 号線	泉区ゆめが丘 101 番の 1 地内 同区同 同 番の 10 地内
和泉町 第 239 号線	泉区ゆめが丘 1 番の 5 地内 同区和泉町 3,233 番の 8 地先
和泉町 第 241 号線	泉区ゆめが丘 5 番の 11 地内 同区同 101 番の 9 地内
和泉町 第 242 号線	泉区ゆめが丘 101 番の 10 地内 同区和泉町 3,200 番の 4 地先
和泉町 第 306 号線	泉区ゆめが丘 23 番地先 同区同 101 番の 15 地内
和泉町 第 309 号線	泉区下飯田町 1,550 番の 3 地先 同区ゆめが丘 101 番の 22 地内
和泉町 第 310 号線	泉区ゆめが丘 33 番の 2 地内 同区同 101 番の 20 地内
和泉町 第 311 号線	泉区ゆめが丘 9 番地内
和泉町 第 313 号線	泉区ゆめが丘 15 番地内 同区同 101 番の 10 地内
和泉町	泉区ゆめが丘 11 番地内

第 314 号線	同 区 同 7 番 の 6 地 内
和 泉 町 第 315 号線	泉 区 ゆめが丘 15 番 地 内
和 泉 町 第 318 号線	泉 区 ゆめが丘 100 番 の 1 地 内 同 区 同 31 番 の 75 地 内
和 泉 町 第 319 号線	泉 区 和 泉 町 3, 191 番 の 15 地 先 同 区 ゆめが丘 101 番 の 10 地 先
和 泉 町 第 380 号線	泉 区 ゆめが丘 101 番 の 20 地 内 同 区 同 28 番 地 内
和 泉 町 第 381 号線	泉 区 ゆめが丘 29 番 地 内 同 区 同 30 番 の 2 地 内
和 泉 町 第 382 号線	泉 区 ゆめが丘 101 番 の 20 地 内 同 区 同 33 番 の 3 地 内
和 泉 町 第 383 号線	泉 区 ゆめが丘 31 番 の 50 地 内 同 区 同 100 番 の 1 地 内
和 泉 町 第 384 号線	泉 区 ゆめが丘 31 番 の 35 地 内 同 区 同 同 番 の 18 地 内
湘 南 台 第 10 号線	泉 区 ゆめが丘 101 番 の 24 地 内 同 区 同 56 番 の 64 地 内
湘 南 台 第 13 号線	泉 区 ゆめが丘 101 番 の 24 地 内 同 区 同 49 番 の 6 地 内
湘 南 台 第 15 号線	泉 区 ゆめが丘 101 番 の 31 地 内 同 区 下 飯 田 町 854 番 の 4 地 先
湘 南 台 第 16 号線	泉 区 下 飯 田 町 1, 371 番 の 2 地 先 同 区 同 町 1, 370 番 の 2 地 先
下 飯 田 第 1 号線	泉 区 ゆめが丘 31 番 の 72 地 内 同 区 同 101 番 の 19 地 内
下 飯 田 第 2 号線	泉 区 ゆめが丘 56 番 の 11 地 内 同 区 同 100 番 の 1 地 内

下飯田 第3号線	泉区ゆめが丘 101番の18地内 同区同 59番の1地内
下飯田 第4号線	泉区ゆめが丘 101番の19地内 同区同 58番地内
下飯田 第5号線	泉区ゆめが丘 54番の1地内 同区同 101番の19地内
下飯田 第6号線	泉区ゆめが丘 101番の19地内
下飯田 第7号線	泉区ゆめが丘 101番の19地内
下飯田 第8号線	泉区ゆめが丘 57番地内 同区同 59番の3地先
下飯田 第9号線	泉区ゆめが丘 101番の35地内
下飯田 第10号線	泉区ゆめが丘 101番の35地内 同区同 同番の40地内
下飯田 第15号線	泉区ゆめが丘 101番の18地内 同区同 31番の57地内
下飯田 第82号線	泉区ゆめが丘 63番の3地内 同区同 61番の3地内

横浜市告示第403号

市道区域の決定及び供用の開始

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を決定し、及びその供用を開始する。

その関係図面は、横浜市道路局道路部路政課において告示の日から15日間一般の縦覧に供する。

令和7年10月15日

横浜市長 山中竹春

1 道路区域の決定及び供用開始の期日

令和7年10月15日

2 路線名及び道路の区域

路線名	区間	幅員	延長
柏尾 第613号線	港南区下永谷五丁目 2,158番の23 地先から 同区同 同番の6 地先まで	m 4.50 ないし 4.51	m 94.57
柏尾 第614号線	港南区下永谷五丁目 2,158番の36 地先から 同区同 同番の34 地先まで	4.50	7.60
東希望が丘 第668号線	旭区今宿町 2,667番の25地先から 同区同町 2,666番の89地先まで	3.44 ないし 5.10	90.87
東希望が丘 第669号線	旭区今宿町 2,666番の90地先から 同区同町同番の98地先まで	3.50 ないし 3.60	83.26
東希望が丘 第670号線	旭区さちが丘65番の65地先から 同区同 同番の33地先まで	4.51 ないし 4.53	36.03
笹下 第614号線	磯子区森が丘二丁目 1,685番の343 地先から 同区同 同番の342 地先まで	4.50	29.54
新杉田 第239号線	磯子区杉田五丁目 634番の2地先 から 同区同 638番の1地先 まで	6.48 ないし 12.28	55.45
杉田	磯子区杉田五丁目 627番の4地先	4.79	

第 710 号線	から 同 区 同 まで	621 番の 3 地先	な い し 4.93	35.40
新杉田 第 240 号線	金沢区富岡東二丁目 2,555 番の 17 地先から 同 区 同 地先まで	同 番 の 11	14.10	66.76
長後 第 98 号線	泉区下飯田町 1,409 番の 1 地先から 同区ゆめが丘 31 番の 57 地先まで		11.50 な い し 105.83	576.34
長後 第 99 号線	泉区ゆめが丘 39 番の 6 地先から 同区同 38 番の 4 地先まで		5.50	126.84
長後 第 100 号線	泉区下飯田町 1,405 番の 1 地先から 同区ゆめが丘 50 番の 5 地先まで		6.00 な い し 10.12	259.39
長後 第 101 号線	泉区ゆめが丘 46 番の 12 地先から 同区下飯田町 1,370 番の 2 地先まで		4.50 な い し 8.00	336.58
長後 第 102 号線	泉区ゆめが丘 47 番の 16 地先から 同区同 46 番の 8 地先まで		5.50	83.27
長後 第 103 号線	泉区ゆめが丘 34 番の 3 地先から 同区同 27 番の 2 地先まで		6.00 な い し 8.10	379.24
和泉町 第 491 号線	泉区ゆめが丘 1 番の 1 地先から 同区和泉中央南五丁目 3,279 番の 3 地先まで		6.00 な い し 6.96	191.97
和泉町 第 492 号線	泉区ゆめが丘 1 番の 2 地先から 同区同 12 番地先まで		6.00	293.16
和泉町 第 493 号線	泉区ゆめが丘 3 番の 1 地先から 同区同 2 番の 9 地先まで		5.50	119.37
和泉町 第 494 号線	泉区ゆめが丘 4 番の 1 地先から 同区同 3 番の 10 地先まで		5.50	106.59
和泉町 第 495 号線	泉区ゆめが丘 5 番の 1 地先から 同区同 4 番の 6 地先まで		5.50	91.02

和泉町 第 496 号線	泉区ゆめが丘 8 番の 1 地先から 同区同 1 番の 10 地先まで	6.00	32.99
和泉町 第 497 号線	泉区ゆめが丘 7 番の 1 地先から 同区同 5 番の 15 地先まで	5.50	63.62
和泉町 第 498 号線	泉区下飯田町 1,653 番の 1 地先から 同区ゆめが丘 19 番の 1 地先まで	5.50	107.66
和泉町 第 499 号線	泉区ゆめが丘 22 番の 1 地先から 同区同 21 番の 4 地先まで	5.50	50.09
和泉町 第 500 号線	泉区ゆめが丘 22 番の 7 地先から 同区同 20 番の 6 地先まで	5.50	156.18
和泉町 第 501 号線	泉区ゆめが丘 16 番の 7 地先から 同区下飯田町 1,653 番の 6 地先まで	6.00	220.24
和泉町 第 502 号線	泉区ゆめが丘 9 番地先から 同区同 2 番の 18 地先まで	6.00	228.27
和泉町 第 503 号線	泉区ゆめが丘 15 番地先から 同区同 8 番の 3 地先まで	4.50	33.00
和泉町 第 504 号線	泉区和泉町 3,191 番の 15 地先から 同区同 町 3,200 番の 4 地先まで	10.34 ないし 12.56	106.03
和泉町 第 505 号線	泉区和泉町 3,200 番の 4 地先から 同区ゆめが丘 10 番地先まで	6.00	226.86
和泉町 第 506 号線	泉区ゆめが丘 32 番地先から 同区同 30 番の 1 地先まで	14.01 ないし 21.00	113.22
和泉町 第 507 号線	泉区ゆめが丘 34 番の 1 地先から 同区同 33 番の 3 地先まで	6.00	52.89
和泉町 第 508 号線	泉区ゆめが丘 32 番地先から 同区同 16 番の 6 地先まで	11.50 ないし	390.15

		19.02	
湘南台 第78号線	泉区ゆめが丘48番の1地先から 同区同 47番の10地先まで	5.50	68.83
湘南台 第79号線	泉区ゆめが丘49番の1地先から 同区同 45番の8地先まで	5.50	79.25
湘南台 第80号線	泉区ゆめが丘50番の1地先から 同区同 49番の5地先まで	5.50	55.26
湘南台 第81号線	泉区下飯田町856番の1地先から 同区同 町854番の6地先まで	4.50 ないし 4.51	39.42
湘南台 第82号線	泉区ゆめが丘45番の9地先から 同区同 46番の7地先まで	5.50	91.25
湘南台 第83号線	泉区ゆめが丘51番地先から 同区同 59番の3地先まで	6.00 ないし 8.00	181.16
下飯田 第457号線	泉区ゆめが丘52番の1地先から 同区同 53番の1地先まで	5.50	107.22
下飯田 第458号線	泉区ゆめが丘54番の1地先から 同区下飯田町866番の1地先まで	6.00 ないし 9.15	679.87
下飯田 第459号線	泉区ゆめが丘72番の4地先から 同区同 69番の3地先まで	5.50	56.19
下飯田 第460号線	泉区ゆめが丘66番の1地先から 同区同 67番の3地先まで	5.50	38.54
下飯田 第461号線	泉区ゆめが丘67番の10地先から 同区同 61番の11地先まで	5.50	92.12
下飯田 第462号線	泉区ゆめが丘64番の3地先から 同区同 63番の1地先まで	4.50	15.27
下飯田 第463号線	泉区ゆめが丘62番の1地先から 同区同 60番の1地先まで	6.00	37.12

下 飯 田 第 464 号 線	泉 区 下 和 泉 二 丁 目 675 番 の 30 地 先 か ら 同 区 同 ま で	1. 94 な い し 2. 15	32. 49
--------------------	-------------------------------------------------------	-------------------------	--------

横浜市告示第404号

市道区域の供用の開始

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、次のように道路の区域の供用を開始する。

その関係図面は、横浜市道路局道路部路政課において告示の日から15日間一般の縦覧に供する。

令和7年10月15日

横浜市長 山中竹春

1 道路区域の供用開始の期日

令和7年10月15日

2 路線名及び道路の区域

路線名	区間	幅員	延長
北八朔南部 第382号線	緑区三保町 2,241番の1地先から 同区同町 2,257番の1地先まで	m 1.88 ないし 2.12	m 50.34

横浜市告示第405号

市道区域の供用の開始

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、次のように道路の区域の供用を開始する。

その関係図面は、横浜市道路局道路部路政課において告示の日から15日間一般の縦覧に供する。

令和7年10月15日

横浜市長 山中竹春

1 道路区域の供用開始の期日

令和7年11月19日

2 路線名及び道路の区域

路線名	区間	幅員	延長
四季美台 第214号線	旭区本宿町78番の16地先から 同区同町76番の2地内まで	18.00 ないし 28.12	m m 113.80
四季美台 第232号線	旭区本宿町76番の14地先から 同区同町67番の24地先まで	15.00 ないし 25.92	415.53
四季美台 第362号線	旭区二俣川2丁目8番の9地先から 同区本宿町92番の7地内まで	18.00 ないし 39.49	635.00

横浜市告示第406号

国道区域の変更

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、横浜市道路局道路部路政課において告示の日から15日間一般の縦覧に供する。

令和7年10月15日

横浜市長 山中竹春

1 道路区域の変更の期日

令和7年10月15日

2 路線名及び道路の区域

路線名	旧・新の別	区間	幅員	延長
1号	旧	戸塚区上柏尾町7番の1地 先から 同 区柏尾町 1,013番の2 地先まで	m 12.00 ないし 50.00	m 681.00
	新	同	23.00 ないし 93.00	同

横浜市告示第407号

市道区域の変更及び供用の開始

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、及びその供用を開始する。

その関係図面は、横浜市道路局道路部路政課において告示の日から15日間一般の縦覧に供する。

令和7年10月15日

横浜市長 山中竹春

1 道路区域の変更及び供用開始の期日

令和7年10月15日

2 路線名及び道路の区域

路線名	旧・新の別	区間	幅員	延長
生麦 第110号線	旧	鶴見区生麦三丁目411番の2地先から 同区同384番の18地先まで	4.06 ないし 5.24	m m 14.91
	新	同	4.60 ないし 5.75	同
羽沢 第139号線	旧	神奈川区羽沢南二丁目37 2番の4地先から 同区同37 1番の1地先まで	1.82 ないし 1.94	48.40
	新	同	4.51 ないし 7.67	同
三ツ沢 第398号線	旧	神奈川区三ツ沢西町153 番の1地先から 保土ヶ谷区鎌谷町299番 の120地先まで	5.25 ないし 18.55	146.05
	新	同	4.49 ないし 18.55	156.48
高島台 第106号線	旧	神奈川区鶴屋町2丁目12 番の1地先から	7.98 ないし	63.12

	同 区 同 町 1 丁 目 41 番 地 先 ま で	8.02	
	新 同	12.00 な い し 12.01	同
高島台 第 116 号線	旧 神奈川区鶴屋町1丁目7 番の1地先から 同 区 同 町 同 41 番 地 先 ま で	6.01 な い し 6.14	67.80
	新 同	9.00	同
高島台 第 118 号線	旧 神奈川区鶴屋町1丁目41 番 地 先	6.02 な い し 6.04	13.55
	新 同	6.02 な い し 36.50	同
陣屋町通	旧 中区山手町 246 番の1地 先 か ら 同 区 同 町 253 番 の 3 地 先 ま で	8.61 な い し 8.69	61.10
	新 同	9.46 な い し 9.54	同
笹下 第 283 号線	旧 港南区笹下二丁目 174 番 の 27 地先から 同 区 同 185 番 の 4 地先 ま で	1.82 な い し 5.33	37.40
	新 同	3.16 な い し 3.25	同
三ツ沢 第 247 号線	旧 保土ヶ谷区峰岡町1丁目1 01 番の 54 地先から 同 区 同 町 同 同 番 の 50 地先 ま で	3.98 な い し 4.00	18.47
	新 同	4.51	同

三ツ沢 第 391 号線	旧	保土ヶ谷区鎌谷町 299 番の 121 地先から 同 区 同 町 同 番の 3 地先まで	6.00	18.19
	新	同	6.02 ないし 6.05	同
鴨居 第 48 号線	旧	旭区白根町 930 番の 1 地先から 緑区白山四丁目 1,304 番の 11 地先まで	8.00 ないし 8.04	8.99
	新	同	9.00	同
下川井 第 253 号線	旧	旭区今宿町 2,666 番の 89 地先から 同区中尾一丁目 24 番の 30 地先まで	5.20 ないし 7.04	7.47
	新	同	6.81 ないし 7.53	同
今宿 第 485 号線	旧	旭区鶴ヶ峰一丁目 53 番の 1 地先から 同区同 7 地先まで	2.83 ないし 3.20	131.23
	新	同	4.75 ないし 6.04	同
白根 第 254 号線	旧	旭区西川島町 5 番の 21 地先から 同区同 町 145 番の 18 地先まで	7.02 ないし 11.51	123.79
	新	同	7.02 ないし 11.22	124.21
東希望が丘 第 632 号線	旧	旭区さちが丘 67 番の 18 地先から 同区同 65 番の 65 地先まで	1.67 ないし 2.43	14.50

	新	同	4.49 ないし 4.53	同
東希望が丘 第 633 号線	旧	旭区さちが丘 64 番の 1 地 先から 同区同 65 番の 33 地 先まで	2.93 ないし 3.12	8.50
	新	同	4.50 ないし 4.51	同
大池 第 8 号線	旧	旭区さちが丘 174 番の 33 地先から 同区同 170 番の 7 地先まで	2.55 ないし 4.51	13.12
	新	同	3.54 ないし 7.60	同
中原 第 485 号線	旧	磯子区田中二丁目 175 番 の 1 地先から 同区同 116 番 の 13 地先まで	2.45 ないし 2.82	62.17
	新	同	3.39 ないし 3.73	同
中原 第 671 号線	旧	磯子区田中二丁目 116 番 の 6 地先	3.36 ないし 3.73	10.40
	新	同	3.85 ないし 4.05	同
杉田 第 21 号線	旧	磯子区杉田五丁目 624 番 の 8 地先から 同区同 621 番 の 3 地先まで	1.82	2.53
	新	同	3.19 ないし 4.53	同
杉田 第 24 号線	旧	磯子区杉田五丁目 643 番 の 5 地先から	1.53 ないし	77.65

		同 区 同 の 1 地 先 ま で	640 番	2.84	
	新	同		4.50 な い し 7.98	同
杉 田 第 702 号 線	旧	磯 子 区 杉 田 五 丁 目 642 番 の 1 地 先		2.79 な い し 4.39	36.70
	新	同		4.50 な い し 7.92	同
川 向 第 151 号 線	旧	港 北 区 新 羽 町 654 番 の 1 地 先 か ら 同 区 同 町 701 番 地 先 ま で		7.01 な い し 7.33	30.95
	新	同		8.01 な い し 8.33	同
長 津 田 第 393 号 線	旧	緑 区 長 津 田 四 丁 目 1,904 番 の 20 地 先 か ら 同 区 同 1,945 番 の 1 地 先 ま で		3.59 な い し 4.25	27.41
	新	同		4.52	同
北 八 朔 南 部 第 377 号 線	旧	緑 区 三 保 町 2,243 番 の 7 地 先 か ら 同 区 同 町 2,238 番 の 31 地 先 ま で		1.85 な い し 2.02	22.64
	新	同		3.69 な い し 3.76	同
北 八 朔 南 部 第 382 号 線	旧	緑 区 三 保 町 2,241 番 の 1 地 先 か ら 同 区 同 町 2,238 番 の 31 地 先 ま で		1.98 な い し 2.02	13.44
	新	同		3.74 な い し 3.76	同

北八朔南部 第 493 号線	旧	緑区台村町 326 番の 2 地 先から 同区同町 313 番の 1 地 先まで	3.85 ないし 11.20	145.15
	新	同	10.79 ないし 11.09	149.97
川和 第 329 号線	旧	緑区上山一丁目 373 番の 1 地先から 同区同 214 番の 12 地先まで	5.99 ないし 6.01	33.83
	新	同	6.63 ないし 6.80	同
鴨居 第 388 号線	旧	緑区白山四丁目 1,280 番 地先から 同区同 1,282 番 の 4 地先まで	2.84 ないし 3.10	41.51
	新	同	3.63 ないし 3.81	同
奈良西部 第 5 号線	旧	青葉区奈良町 2,762 番の 2 13 地先から 同区同町同 番の 1 20 地先まで	6.51 ないし 6.63	5.30
	新	同	同	同
大場町 第 276 号線	旧	青葉区大場町 155 番の 98 地先から 同区同町同 番の 22 地先まで	6.57 ないし 7.66	17.66
	新	同	7.21 ないし 7.23	同
平戸 第 263 号線	旧	戸塚区品濃町 12 番の 4 地 先から 同区同町 1 番の 3 地 先まで	6.60 ないし 8.10	72.56

	新	同	8.95 ないし 9.10	同
汲沢 第54号線	旧	戸塚区汲沢八丁目 2,184 番の20地先から 同 区同 2,183 番の1地先まで	3.75 ないし 4.04	20.42
	新	同	3.88 ないし 4.04	同
汲沢 第124号線	旧	戸塚区汲沢五丁目 1,779 番の52地先から 同 区同 1,783 番の90地先まで	3.06 ないし 3.41	20.38
	新	同	4.70 ないし 4.82	同
汲沢 第549号線	旧	戸塚区汲沢八丁目 2,182 番の24地先から 同 区同 2,183 番の1地先まで	2.29 ないし 2.73	33.93
	新	同	4.54 ないし 4.55	同
笠間 第51号線	旧	栄区笠間三丁目 601番の 2地先から 同 区同 648番の 6地先まで	2.27 ないし 3.51	71.57
	新	同	7.43 ないし 7.69	同
環状4号線	旧	泉区ゆめが丘 101番の12 地先から 同 区和泉町 1,009番の1 地先まで	17.98 ないし 22.44	648.01
	新	同	18.92 ないし 28.48	同

上飯田 第210号線	旧	泉区和泉中央北六丁目 5,2 73番の8地先から 同区同 5,2 96番の5地先まで	4.23 ないし 4.26	29.36
	新	同	4.62	同
長後 第82号線	旧	泉区ゆめが丘 101番の22 地内から 同区下飯田町 1,540番の 1地先まで	8.27 ないし 8.64	7.39
	新	同	8.27 ないし 9.37	同
長後 第86号線	旧	泉区下飯田町 1,409番の 1地先から 同区同町 1,411番の 1地先まで	5.12 ないし 8.90	15.32
	新	同	5.12 ないし 11.54	同
和泉町 第11号線	旧	泉区ゆめが丘 101番の12 地先から 同区同 同番の11 地先まで	2.56 ないし 5.82	172.31
	新	同	19.18 ないし 21.01	同
和泉町 第94号線	旧	泉区和泉中央南四丁目 3,6 83番の13地先から 同区同 3,0 25番の5地先まで	2.72 ないし 2.99	31.21
	新	同	4.51	同
和泉町 第174号線	旧	泉区和泉中央南四丁目 3,0 25番の5地先から 同区同 3,7 73番の8地先まで	2.55 ないし 2.75	37.80

	新	同	3.53 ないし 3.63	35.96
橋戸 第197号線	旧	瀬谷区橋戸二丁目37番の 8地先から 同 区北新24番の23地先 まで	4.60 ないし 5.69	38.84
	新	同	6.50	同

横浜市告示第408号

市道区域の変更

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、横浜市道路局道路部路政課において告示の日から15日間一般の縦覧に供する。

令和7年10月15日

横浜市長 山中竹春

1 道路区域の変更の期日

令和7年10月15日

2 路線名及び道路の区域

路線名	旧・新の別	区間	幅員	延長
四季美台 第214号線	旧	旭区本宿町78番の16地先から 同区同町76番の17地先まで	m 18.00	m 79.99
	新	同	18.00 ないし 18.83	同
四季美台 第232号線	旧	旭区本宿町99番の20地先から 同区同町67番の24地先まで	11.62 ないし 11.69	19.77
	新	同	16.75 ないし 17.22	同
中原 第561号線	旧	磯子区杉田二丁目1,518番の4地先から 同区同番の2地先まで	7.52 ないし 7.67	7.00
	新	同	5.86 ないし 5.90	同
上矢部 第319号線	旧	戸塚区秋葉町283番の7地先	10.03 ないし	15.86

			10. 23	
	新	同	13. 19 ないし 13. 51	同
平戸 第 337 号線	旧	戸塚区秋葉町 45 番の 1 地先	5. 16 ないし 5. 18	2. 24
	新	同	同	同
矢部 第 281 号線	旧	戸塚区戸塚町 5,016 番の 9 地内から 同 区 同 町 同 番 の 1 地内まで	7. 26 ないし 31. 06	163. 93
	新	同	10. 91 ないし 32. 54	同
戸塚 第 472 号線	旧	戸塚区上倉田町 1,201 番 の 1 地内から 同 区 同 町 341 番 の 1 地先まで	25. 80 ないし 62. 30	410. 50
	新	戸塚区上倉田町 1,198 番 の 1 地先から 同 区 同 町 337 番 の 1 地先まで	22. 00 ないし 55. 49	322. 47
原宿 第 95 号線	旧	栄区田谷町 1,613 番の 1 地先から 同 区 同 町 1,893 番 の 3 地内まで	10. 32 ないし 11. 47	15. 54
	新	同	11. 68 ないし 12. 52	同

横浜市告示第409号

指定納付受託者に関する事項の変更の届出

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3の規定により、指定納付受託者から名称及び事務所の所在地を変更した旨の届出があった。

令和7年10月15日

横浜市長 山中竹春

届出の概要

1 指定納付受託者

ソニーペイメントサービス株式会社

2 変更した事項

変更した事項	変更前	変更後
指定納付受託者の名称	ソニーペイメントサービス株式会社	SP.LINKS 株式会社
指定納付受託者の主たる事務所の所在地	東京都港区高輪1丁目3番13号	東京都港区芝浦3丁目1番1号

公 告

横浜市公告第 567 号

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から4か月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

令和7年10月15日

横浜市長 山中竹春

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

B U O N O T O W N A K E B O N O

中区曙町3丁目33番地の1ほか

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

鹿島リース株式会社

代表取締役 木村 茂夫

東京都港区元赤坂1丁目6番6号

ほか1者

(3) 変更した事項

変更した事項	変更前	変更後
大規模小売店舗を設置する者の氏名	鹿島リース株式会社 代表取締役	鹿島リース株式会社 代表取締役
又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	稻葉仁 東京都港区元赤坂1 丁目6番6号 ほか1者	木村茂夫 東京都港区元赤坂1 丁目6番6号 ほか1者
(4) 変更の年月日	令和7年6月27日ほか	
(5) 変更した理由	設置者の代表者変更のため	
2 届出年月日	令和7年9月22日	

3 縦 覧 場 所

中区本町6丁目50番地の10

横浜市経済局市民経済労働部商業振興課

横浜市公告第568号

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から4か月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

令和7年10月15日

横浜市長 山中竹春

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

E K I N I W A K I T A Y A M A T A
都筑区北山田一丁目9番

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

三菱UFJ信託銀行株式会社
代表取締役 窪田 博
東京都千代田区丸の内1丁目4番5号

(3) 変更した事項

変更した事項	変更前	変更後
大規模小売店舗の名称及び所在地	ライオンズ港北ニュータウンステーションレジデンス 都筑区北山田一丁目9番	E K I N I W A K I T A Y A M A T A 都筑区北山田一丁目9番
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	ミニストップ株式会社 代表取締役社長 横尾博 東京都千代田区神田錦町1丁目1番地ほか2者	ミニストップ株式会社 代表取締役 堀田昌嗣 千葉市美浜区中瀬1丁目5番地の1ほか3者

(4) 変更の年月日

令和7年4月1日ほか

(5) 変更した理由

店舗の名称変更のため ほか

2 届出年月日

令和7年9月24日

3 縦覧場所

中区本町6丁目50番地の10

横浜市経済局市民経済労働部商業振興課

横浜市公告第569号

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から4か月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

令和7年10月15日

横浜市長 山中竹春

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

横浜ワールドポーターズ
中区新港二丁目2番1号

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イオンモール株式会社
代表取締役 大野恵司
千葉市美浜区中瀬1丁目5番地の1

(3) 変更した事項

変更した事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	イオンリテール株式会社 代表取締役 井出武美 千葉市美浜区中瀬1丁目4番地 ほか61者	イオンリテール株式会社 代表取締役 古澤康之 千葉市美浜区中瀬1丁目4番地 ほか59者

(4) 変更の年月日

令和7年3月1日ほか

(5) 変更した理由

小売業者の代表者変更のため ほか

2 届出年月日

令和7年10月1日

3 縦覧場所

中区本町6丁目50番地の10

横浜市経済局市民経済労働部商業振興課

横浜市公告第570号

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から4か月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

令和7年10月15日

横浜市長 山中竹春

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

東急日吉駅ビル

港北区日吉二丁目1番1号

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

東急株式会社

代表取締役 堀江正博

東京都渋谷区南平台町5番6号

(3) 変更した事項

変更した事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	株式会社東急百貨店 取締役社長 大石次則 東京都渋谷区道玄坂2丁目24番1号	株式会社東急百貨店 代表取締役 稻葉満宏 東京都渋谷区宇田川町37番5号

(4) 変更の年月日

令和7年8月1日

(5) 変更した理由

小売業者の代表者変更のためほか

2 届出年月日

令和7年10月2日

3 縦覧場所

中区本町6丁目50番地の10

横浜市経済局市民経済労働部商業振興課

横浜市公 告 第 571 号

公園の設置

都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条の2の規定に基づき、次のとおり公園を設置する。

令和7年10月15日

横浜市長 山中竹春

公園の名称	位 置	区 域	面 積	主な公園施設	供用開始の期日
ゆめが丘第一公園	泉区ゆめが丘9番	別図のとおり	1,262 m ²	ベンチ、ブランコ、砂場、鉄棒、水飲み	令和7年10月15日
ゆめが丘第二公園	泉区ゆめが丘11番	別図のとおり	1,754 m ²	ベンチ	令和7年10月15日
ゆめが丘第三公園	泉区ゆめが丘28番	別図のとおり	2,853 m ²	ベンチ、健康遊具、水飲み	令和7年10月15日
ゆめが丘第四公園	泉区ゆめが丘36番ほか	別図のとおり	8,345 m ²	ベンチ、砂場、鉄棒、複合遊具、水飲み	令和7年10月15日
ゆめが丘第五公園	泉区ゆめが丘42番	別図のとおり	1,002 m ²	ベンチ、複合遊具、水飲み	令和7年10月15日

横浜市公告第572号

公園の一時利用停止

横浜市公園条例（昭和33年3月横浜市条例第11号）第3条第1項の規定に基づき、次のとおり公園の利用を一時停止する。

その関係図面は、横浜市みどり環境局公園緑地部公園緑地管理課において一般の縦覧に供する。

令和7年10月15日

横浜市長 山中竹春

公園の名称	位置	一時利用停止の区域及び面積	一時利用停止の態様	一時利用停止期間
宿の前公園	南区井土ヶ谷下町9番	別図のとおり 1,206 m ²	立入禁止	令和7年10月15日から令和8年1月30日まで
奈良五丁目駒狩公園	青葉区奈良五丁目15番の1	別図のとおり 3,000 m ²	立入禁止	令和7年10月21日から令和8年4月28日まで

別図（省略）

横浜市公告第 573 号

配慮市長意見書の縦覧

横浜市環境影響評価条例（平成22年12月横浜市条例第46号。以下「条例」という。）第44条第2項の規定により読み替えて適用される条例第11条第1項の規定に基づき、（仮称）新根岸地区土地区画整理事業（米軍返還前）に係る配慮市長意見書を作成したので、条例第44条第2項の規定により読み替えて適用される条例第11条第3項の規定に基づき、当該配慮市長意見書の写しを次のとおり一般の縦覧に供する。

令和7年10月15日

横浜市長 山 中 竹 春

1 条例第44条第1項の都市計画決定権者の名称並びに第1分類事業を実施しようとする者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

(1) 都市計画決定権者の名称

横浜市

(2) 第1分類事業を実施しようとする者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

横浜市

横浜市長 山 中 竹 春

中区本町6丁目50番地の10

2 事業の名称

（仮称）新根岸地区土地区画整理事業（米軍返還前）

3 事業を実施しようとする区域

中区簗沢、寺久保、塚越、大平町、山元町、大芝台、根岸台及び根岸旭台の各一部、南区山谷、平楽及び中村町の各一部並びに磯子区上町、下町、馬場町及び坂下町の各一部

4 縦覧場所

中区本町6丁目50番地の10

横浜市みどり環境局環境保全部環境影響評価課

中区日本大通35番地

横浜市中区役所総務部区政推進課

南区浦舟町2丁目33番地

横浜市南区役所総務部区政推進課

磯子区磯子三丁目5番1号

横浜市磯子区役所総務部区政推進課

5 縦覧期間

令和7年10月15日から令和7年10月29日まで

横浜市公告第 574 号

排水設備指定工事店の変更

横浜市排水設備指定工事店規則（平成11年1月横浜市規則第1号）第8条第1項の規定に基づき、排水設備指定工事店を次のとおり変更した旨の届出があった。

令和7年10月15日

横浜市長 山中竹春

変更年月日	指定番号	名称	代表者氏名	営業所所在地
令和6年 8月1日	30635	(新) 積水ハウス 建設東京株式 会社 神奈川 支店 座間事業 所 (旧) 積水ハウス 建設東京株式 会社 座間事 務所	三浦 淳一	座間市小松原 1丁目15番12 号

横浜市公告第 575 号

横浜国際港都建設計画地区計画の原案の縦覧

横浜国際港都建設計画地区計画の案を作成するので、横浜市地区計画等の案の作成手続に関する条例（昭和57年10月横浜市条例第40号）第2条の規定に基づき、その原案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

この原案について意見がある利害関係人は、縦覧開始の日から起算して3週間を経過する日までに横浜市長に意見書を提出することができる。

令和7年10月15日

横浜市長 山中竹春

1 種類

横浜国際港都建設計画地区計画

2 名称

都筑中川一丁目地区地区計画

3 位置

都筑区中川一丁目及び中川二丁目地内

4 縦覧期間

令和7年10月15日から令和7年10月29日まで

5 縦覧場所

中区本町6丁目50番地の10

横浜市建築局企画部都市計画課

6 都市計画図書写しの閲覧期間

令和7年10月15日から令和7年10月29日まで

7 都市計画図書写しの閲覧場所

横浜市ホームページ（<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kenchiku/toshikeikaku/etsuduki/03-zururan-g/03-zururan-g.html>）

横浜市公告第 576 号

マンション敷地売却組合の理事長の氏名及び住所

マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）第25条第2項の規定により、本牧元町共同ビルマンション敷地売却組合の理事長の氏名及び住所を公告する。

令和7年10月15日

横浜市長 山中竹春

1 理事長の氏名

小松宏康

2 理事長の住所

中区本牧元町4番14号

横浜市公告第 577 号

総合的見地からした設計による同一敷地内建築物の認定
に係る一定の一団の土地の区域

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条第2項の規定に基づく総合的見地からした設計による同一敷地内建築物の位置及び構造の認定に係る一定の一団の土地の区域について、次のとおり公告する。

令和7年10月15日

横浜市長 山中竹春

認定年月日	認定番号	一定の一団の土地の区域	申請者
令和7年9月30日	第1103号	瀬谷区上瀬谷町47番の1ほか34筆	横浜市建築局長

横浜市公告第 578 号

総合的設計による同一敷地内建築物の認定に係る一団地
の取消し

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の5第2項の規定に基づく一定の複数建築物の認定の取消しについて次のとおり公告する。

令和7年10月15日

横浜市長 山中竹春

取消年月日	取消番号	対象区域	申請者
令和7年9月30日	第1102号	瀬谷区上瀬谷町47番の1 ほか35筆	横浜市建築局長

横浜市公 告 第 579 号

開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する次の開発行為に関する工事が完了した。

令和7年10月15日

横浜市長 山中竹春

1 開発許可年月日及び許可番号

令和6年12月3日第2024開1311号

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

戸塚区品濃町 1,691 番地の14

有限会社オヤシキ

代表取締役 斎藤孝美

3 開発区域に含まれる地域の名称

戸塚区品濃町 517番の6及び517番の7の各一部並びに 517番の8

横浜市公 告 第 580 号

開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する次の開発行為に関する工事が完了した。

令和7年10月15日

横浜市長 山中竹春

1 開発許可年月日及び許可番号

令和6年12月13日第2024開1409号

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

瀬谷区二ツ橋町 449 番地

株式会社カネコ

代表取締役 金子秀喜

3 開発区域に含まれる地域の名称

瀬谷区二ツ橋町 548番の1の一部、548番の2の一部、548番の4、548番の5、548番の8の一部、548番の9、548番の10及び548番の13

横浜市公 告 第 581 号

開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する次の開発行為に関する工事が完了した。

令和7年10月15日

横浜市長 山中竹春

1 開発許可年月日及び許可番号

令和7年1月14日第2024開1119号

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鶴見区鶴見中央四丁目33番1号

ナイス株式会社

代表取締役 津戸 裕徳

3 開発区域に含まれる地域の名称

港北区日吉本町六丁目2,466番の1、2,466番の15、2,466番の16、2,486番の1、2,486番の4から2,486番の6まで、2,487番の2の一部、2,488番の一部、2,491番の一部、2,492番の19及び5,112番の5

横浜市公 告 第 582 号

開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する次の開発行為に関する工事が完了した。

令和7年10月15日

横浜市長 山中竹春

1 開発許可年月日及び許可番号

令和7年3月19日第2024開1210号

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

緑区台村町461番地

伊東初江

3 開発区域に含まれる地域の名称

緑区台村町460番の1の一部、460番の2、461番の1の一部

、461番の5の一部及び461番の6

横浜市公告第 583 号

建築基準法に基づく道路の位置の指定

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定に基づき、次のとおり道路の位置を指定した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和7年10月15日

横浜市長 山中竹春

1 指定番号
第2025・16・3号

2 指定年月日
令和7年10月6日

3 道路の幅員
5.50m

4 道路の延長
34.38m

5 指定の場所
泉区中田西四丁目319番の1

6 申請者の氏名
株式会社ユーズ
代表取締役 山本佳嗣

横浜市公告第584号

建築基準法に基づく指定道路の廃止

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定に基づく指定道路を、次のとおり廃止した。

令和7年10月15日

横浜市長 山中竹春

道路の番号及び路線名	廃止年月日	道路の幅員	道路の延長	指定の場所		備考
				起点	終点	
横浜国際港都建設計画道路3・5・25号瀬谷駅南口線	令和7年10月15日	m 約14	m 約120	瀬谷区瀬谷四丁目	瀬谷区瀬谷四丁目	—
横浜国際港都建設計画道路3・5・25号瀬谷駅南口線	令和7年10月15日	—	—	瀬谷区瀬谷四丁目	瀬谷区瀬谷四丁目	駅前広場（約3,020m ² ）

横浜市公告第 585 号

建築基準法に基づく指定道路の廃止

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定に基づく指定道路を、次のとおり廃止した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和7年10月15日

横浜市長 山中竹春

1 廃止する道路の指定番号

第55・13・37号

2 廃止年月日

令和7年10月6日

3 廃止する道路の幅員

4.50 m

4 廃止する道路の延長

39.44 m

5 廃止の場所

泉区中田南五丁目259番の5地先から259番の8地先まで及び
泉区中田南五丁目259番の7地先

横浜市公告第 586 号

建築基準法に基づく指定道路の一部廃止

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定に基づく指定道路の一部を、次のとおり廃止した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和7年10月15日

横浜市長 山中竹春

1 一部廃止する道路の指定番号

第37・37号

2 廃止年月日

令和7年10月2日

3 廃止部分の道路の幅員

6.50 m

4 廃止部分の道路の延長

195.00 m

5 廃止の場所

金沢区富岡西二丁目 1,486 番の 108 地先から富岡西三丁目 1,465 番の 1 地先まで

区告示

中区告示第7号

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、曙弥生3・4町内会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和7年10月15日

横浜市中区長 永井由香

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	笠間 裕 中区弥生町3丁目33番 地2-802号	北見明彦 中区曙町3丁目32番地 -501号

青葉区告示第6号

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、若草台自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和7年10月15日

横浜市青葉区長 中島 隆雄

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	斎藤秀樹 青葉区若草台11番地の 53	小坂健太郎 青葉区若草台2番地の 10

栄区告示第19号

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、長倉町自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和7年10月15日

横浜市栄区長 松永朋美

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	松島正典 栄区長倉町4番22号	小倉豪久 栄区長倉町10番8号

区公告

鶴見区公告第240号（令和7年10月6日掲示済）

自動車臨時運行許可番号標の失効

次の自動車臨時運行許可番号標は、失効したので公告する。

令和7年10月6日

横浜市鶴見区長 渋谷治雄

自動車臨時運行 許可番号標番号	失効年月日
横 26-07 浜 横浜	令和7年9月30日

鶴見区公告第234号

横浜市潮田地域ケアプラザ等の指定管理者の指定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、横浜市潮田地域ケアプラザ等の指定管理者として、次の者を指定した。

令和7年10月15日

横浜市鶴見区長 渋 谷 治 雄

施設の名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
横浜市潮田地域ケアプラザ	中区桜木町1丁目1番地	社会福祉法人横浜市社会福祉協議会 会長 石内亮	令和8年4月1日から令和13年3月31日まで
横浜市駒岡地域ケアプラザ	鶴見区獅子ケ谷二丁目15番18号	社会福祉法人横浜鶴声会 理事長 晝間靖裕	同
横浜市寺尾地域ケアプラザ	神奈川区羽沢町550番地の1	社会福祉法人若竹大寿会 理事長 竹田一雄	同
横浜市生麦地域ケアプラザ	中区常盤町1丁目7番地	社会福祉法人横浜Y.M.C.A 福祉会 理事長 佐竹博	同
横浜市東寺尾地域ケアプラザ	神奈川区羽沢町550番地の1	社会福祉法人若竹大寿会 理事長 竹田一雄	同
横浜市矢向地域ケアプラザ	西区桜木町6丁目31番地	社会福祉法人横浜市福祉サービス協会 理事長 池戸淳子	同

鶴見区公告第235号

横浜市鶴見区福祉保健活動拠点の指定管理者の指定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、横浜市鶴見区福祉保健活動拠点の指定管理者として、次の者を指定した。

令和7年10月15日

横浜市鶴見区長 渋谷治雄

指定管理者		指定の期間
所在地	名称	
鶴見区鶴見中央四丁目37番37号	社会福祉法人横浜市鶴見区社会福祉協議会 会長 渡邊 浩	令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

神奈川区公告第78号

横浜市反町地域ケアプラザ等の指定管理者の指定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、横浜市反町地域ケアプラザ等の指定管理者として、次の者を指定した。

令和7年10月15日

横浜市神奈川区長 鈴木茂久

名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
横浜市反町地域ケアプラザ	中区桜木町1丁目1番地	社会福祉法人横浜市社会福祉協議会会長 石内亮	令和8年4月1日から令和13年3月31日まで
横浜市神之木地域ケアプラザ	神奈川区羽沢町550番地の1	社会福祉法人若竹大寿会 理事長 竹田一雄	令和8年4月1日から令和13年3月31日まで
横浜市菅田地域ケアプラザ	東京都港区三田1丁目4番28号	社会福祉法人恩賜財団済生会 支部長 赤星透	令和8年4月1日から令和13年3月31日まで
横浜市片倉三枚地域ケアプラザ	神奈川区羽沢町550番地の1	社会福祉法人若竹大寿会 理事長 竹田一雄	令和8年4月1日から令和13年3月31日まで
横浜市新子安地域ケアプラザ	西区桜木町6丁目31番地	社会福祉法人横浜市福祉サービス協会 理事長 池戸淳子	令和8年4月1日から令和13年3月31日まで
横浜市沢渡三ツ沢地域ケアプラザ	神奈川区羽沢町550番地の1	社会福祉法人若竹大寿会 理事長 竹田一雄	令和8年4月1日から令和13年3月31日まで
横浜市六角橋地域ケアプラザ	神奈川区羽沢町550番地の1	社会福祉法人若竹大寿会 理事長 竹田一雄	令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

神奈川区公告第79号

横浜市神奈川区福祉保健活動拠点の指定管理者の指定
地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、横浜市神奈川区福祉保健活動拠点の指定管理者として、次の者を指定した。

令和7年10月15日

横浜市神奈川区長 鈴木茂久

指定管理者		指定の期間
所在地	名称	
神奈川区反町 1丁目8番地 の4	社会福祉法人横浜市 神奈川区社会福祉協 議会 会長 河原史郎	令和8年4月1日から令 和13年3月31日まで

西区公告第164号

横浜市西区地域ケアプラザの指定管理者の指定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、横浜市宮崎地域ケアプラザ等の指定管理者として、次の者を指定した。

令和7年10月15日

横浜市西区長 菊地健次

施設の名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
横浜市宮崎地域 ケアプラザ	西区浅間台 6番地	社会福祉法人ハマノ 愛生会 理事長 濱野聰	令和8年4月1 日から令和13年 3月31日まで
横浜市藤棚地域 ケアプラザ	西区桜木町 6丁目31番 地	社会福祉法人横浜市 福祉サービス協会 理事長 池戸淳子	同
横浜市戸部本町 地域ケアプラザ	同	同	同

中区公告第153号

横浜市新山下地域ケアプラザ等の指定管理者の指定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、横浜市新山下地域ケアプラザ等の指定管理者として、次の者を指定した。

令和7年10月15日

横浜市中区長 永井由香

施設の名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
横浜市新山下地域ケアプラザ	南区中村町5丁目315番地	社会福祉法人横浜社会福祉協会 理事長 小林 進	令和8年4月1日 から令和13年3月 31日まで
横浜市不老町地域ケアプラザ	同	同	同
横浜市本牧原地域ケアプラザ	西区桜木町6丁目31番地	社会福祉法人横浜市 福祉サービス協会 理事長 池戸 淳子	同
横浜市本牧和田地域ケアプラザ	南区中村町5丁目315番地	社会福祉法人横浜社会福祉協会 理事長 小林 進	同
横浜市簗沢地域ケアプラザ	泉区下飯田町355番地	社会福祉法人横浜市 社会事業協会 理事長 西田 守希	同
横浜市麦田地域ケアプラザ	中区桜木町1丁目1番地	社会福祉法人横浜市 社会福祉協議会 会長 石内 亮	同

南区公告第171号

横浜市浦舟地域ケアプラザ等の指定管理者の指定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、横浜市浦舟地域ケアプラザ等の指定管理者として、次の者を指定した。

令和7年10月15日

横浜市南区長 高澤和義

名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
横浜市浦舟地域ケアプラザ	西区桜木町6丁目31番地	社会福祉法人横浜市福祉サービス協会 理事長 池戸淳子	令和8年4月1日から令和13年3月31日まで
横浜市大岡地域ケアプラザ	泉区下飯田町355番地	社会福祉法人横浜市社会事業協会 理事長 西田守希	同
横浜市清水ヶ丘地域ケアプラザ	西区桜木町6丁目31番地	社会福祉法人横浜市福祉サービス協会 理事長 池戸淳子	同
横浜市永田地域ケアプラザ	南区中村町5丁目315番地	社会福祉法人横浜社会福祉協会 理事長 小林進	同
横浜市中村地域ケアプラザ	旭区下川井町360番地	社会福祉法人秀峰会 理事長 櫻井大	同
横浜市六ツ川地域ケアプラザ	南区大岡五丁目13番15号	社会福祉法人横浜大陽会 理事長 島村和子	同
横浜市睦地域ケアプラザ	南区睦町1丁目31番地の1	社会福祉法人たすけあいゆい 理事長 濱田静江	同

南区公告第172号

横浜市南区福祉保健活動拠点の指定管理者の指定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、横浜市南区福祉保健活動拠点の指定管理者として、次の者を指定した。

令和7年10月15日

横浜市南区長 高澤和義

指定管理者		指定の期間
所在地	名称	
南区浦舟町 3丁目46番地	社会福祉法人横浜市 南区社会福祉協議会 会長 吉井 肇	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで

港南区公告第151号

横浜市港南台地域ケアプラザ等の指定管理者の指定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、横浜市港南台地域ケアプラザ等の指定管理者として、次の者を指定した。

令和7年10月15日

横浜市港南区長 粟原敏也

施設の名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
横浜市港南台地域ケアプラザ	東京都港区三田1丁目4番28号	社会福祉法人恩賜財団済生会 支部長 赤星透	令和8年4月1日 から令和13年3月 31日まで
横浜市港南中央地域ケアプラザ	西区桜木町6丁目31番地	社会福祉法人横浜市 福祉サービス協会 理事長 池戸淳子	同
横浜市下永谷地域ケアプラザ	港南区下永谷四丁目21番10号	社会福祉法人同塵会 理事長 松井住仁	同
横浜市芹が谷地域ケアプラザ	泉区西が岡一丁目28番地の1	社会福祉法人親善福祉協会 理事長 水地啓子	同
横浜市野庭地域ケアプラザ	旭区下川井町360番地	社会福祉法人秀峰会 理事長 櫻井大	同
横浜市東永谷地域ケアプラザ	中区桜木町1丁目1番地	社会福祉法人横浜市 社会福祉協議会 会長 石内亮	同
横浜市日下地域ケアプラザ	旭区金が谷550番地	社会福祉法人ル・プリ 理事長 桑折良一	同

港南区公告第152号

横浜市港南区福祉保健活動拠点の指定管理者の指定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、横浜市港南区福祉保健活動拠点の指定管理者として、次の者を指定した。

令和7年10月15日

横浜市港南区長 栗原敏也

指定管理者		指定の期間
所在地	名称	
港南区港南四丁目2番8号	社会福祉法人横浜市港南区社会福祉協議会 会長 荻久保 賴則	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで

保土ヶ谷区公告第156号

横浜市岩崎地域ケアプラザ等の指定管理者の指定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、保土ヶ谷区内地域ケアプラザの指定管理者として、次の者を指定した。

令和7年10月15日

横浜市保土ヶ谷区長 神 部 浩

名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
横浜市今井 地域ケアプ ラザ	保土ヶ谷 区上菅田 町 1,723 番地の1	社会福祉法人清光会 理事長 大矢直子	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで
横浜市岩崎 地域ケアプ ラザ	保土ヶ谷 区常盤台 75番1号	社会福祉法人なでしこ会 理事長 佐瀬一裕	同
横浜市川島 地域ケアプ ラザ	戸塚区名 瀬町 1,56 6番地	社会福祉法人朋光会 理事長 福村正	同
横浜市仏向 地域ケアプ ラザ	保土ヶ谷 区上菅田 町 1,723 番地の1	社会福祉法人清光会 理事長 大矢直子	同
横浜市星川 地域ケアプ ラザ	西区桜木 町6丁目 31番地	社会福祉法人横浜市 福祉サービス協会 理事長 池戸淳子	同

保土ヶ谷区公告第157号

横浜市保土ヶ谷区福祉保健活動拠点の指定管理者の指定
地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、横浜市保土ヶ谷区福祉保健活動拠点の指定管理者として、次の者を指定した。

令和7年10月15日

横浜市保土ヶ谷区長 神 部 浩

指定管理者		指定の期間
所在地	名称	
保土ヶ谷区 川辺町5番 地の11	社会福祉法人横浜市 保土ヶ谷区社会福祉 協議会 会長 堀 功 生	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで

旭区公告第147号

横浜市今宿地域ケアプラザ等の指定管理者の指定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、横浜市今宿地域ケアプラザ等の指定管理者として、次の者を指定した。

令和7年10月15日

横浜市旭区長 権 藤 由紀子

名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
横浜市今宿地域ケアプラザ	旭区川井本町154番地の6	社会福祉法人漆原清和会 理事長 漆原 恵利子	令和8年4月1日から令和13年3月31日まで
横浜市上白根地域ケアプラザ	中区桜木町1丁目1番地	社会福祉法人横浜市社会福祉協議会 会長 石内 亮	令和8年4月1日から令和13年3月31日まで
横浜市川井地域ケアプラザ	旭区下川井町360番地	社会福祉法人秀峰会 理事長 櫻井 大	令和8年4月1日から令和13年3月31日まで
横浜市左近山地域ケアプラザ	保土ヶ谷区川島町1,514番地の2	社会福祉法人幸済会 理事長 三村 圭美	令和8年4月1日から令和13年3月31日まで
横浜市鶴ヶ峰地域ケアプラザ	西区桜木町6丁目31番地	社会福祉法人横浜市福祉サービス協会 理事長 池戸 淳子	令和8年4月1日から令和13年3月31日まで
横浜市ひかりが丘地域ケアプラザ	旭区上川井町1,988番地	社会福祉法人アドベントリスト福祉会 理事長 村本 英邦	令和8年4月1日から令和13年3月31日まで
横浜市若葉台地域ケアプラザ	旭区上川井町2,287番地	社会福祉法人創生会 理事長 飯村 雄一	令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

旭区公告第148号

横浜市旭区福祉保健活動拠点の指定管理者の指定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、横浜市旭区福祉保健活動拠点の指定管理者として、次の者を指定した。

令和7年10月15日

横浜市旭区長 権 藤 由紀子

指定管理者		指定の期間
所在地	名称	
旭区鶴ヶ峰一丁目 6番地の35	社会福祉法人横浜市 旭区社会福祉協議会 会長 渡 邁 多喜男	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで

磯子区公告第131号

横浜市磯子区福祉保健活動拠点の指定管理者の指定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、横浜市磯子区福祉保健活動拠点の指定管理者として、次の者を指定した。

令和7年10月15日

横浜市磯子区長 高橋 功

指定管理者		指定の期間
所在地	名称	
磯子区磯子三丁目1番41号	社会福祉法人横浜市磯子区社会福祉協議会 会長 小宮山 滋	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで

磯子区公告第132号

横浜市磯子区地域ケアプラザの指定管理者の指定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、横浜市磯子区地域ケアプラザの指定管理者として、次の者を指定した。

令和7年10月15日

横浜市磯子区長 高橋 功

施設名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
横浜市根岸地域ケアプラザ	栄区桂台中4番7号	社会福祉法人訪問の家 理事長 名里晴美	令和8年4月1日から令和13年3月31日まで
横浜市滝頭地域ケアプラザ	藤沢市遠藤35番地	社会福祉法人竹生会 理事長 庄田菜美	同
横浜市磯子地域ケアプラザ	西区桜木町6丁目31番地	社会福祉法人横浜市福祉サービス協会 理事長 池戸淳子	同
横浜市屏風ヶ浦地域ケアプラザ	栄区公田町1,020番地の5	社会福祉法人伸こう 福祉会 理事長 遠藤健	同
横浜市新杉田地域ケアプラザ	磯子区新杉田町8番地の7	社会福祉法人電機神奈川福祉センター 理事長 岡元茂樹	同
横浜市洋光台地域ケアプラザ	栄区野七里一丁目36番1号	社会福祉法人横浜長寿会 理事長 篠原正治	同
横浜市上笹下地域ケアプラザ	高知県南国市岡豊町常通寺島335番地の3	社会福祉法人ふるさと自然村 理事長 山本康世	同

金沢区公告第119号

横浜市釜利谷地域ケアプラザ等の指定管理者の指定
地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、横浜市釜利谷地域ケアプラザ等の指定管理者として、次の者を指定した。

令和7年10月15日

横浜市金沢区長 齋藤 真美奈

名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
横浜市釜利谷地域ケアプラザ	金沢区釜利谷南二丁目8番1号	社会福祉法人すみなす会 理事長 村上友利	令和8年4月1日から令和13年3月31日まで
横浜市泥亀地域ケアプラザ	西区桜木町6丁目31番地	社会福祉法人横浜市福祉サービス協会 理事長 池戸淳子	同
横浜市富岡地域ケアプラザ	港南区下永谷四丁目21番10号	社会福祉法人同塵会 理事長 松井住仁	同
横浜市並木地域ケアプラザ	中区桜木町1丁目1番地	社会福祉法人横浜市社会福祉協議会 会長 石内亮	同
横浜市西金沢地域ケアプラザ	西区北幸二丁目8番4号	社会福祉法人鼎 理事長 鈴木修	同
横浜市能見台地域ケアプラザ	東京都港区三田1丁目4番28号	社会福祉法人恩賜財団済生会 支部長 赤星透	同
横浜市六浦地域ケアプラザ	同	同	同

金沢区公告第120号

横浜市金沢区福祉保健活動拠点の指定管理者の指定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、横浜市金沢区福祉保健活動拠点の指定管理者として、次の者を指定了。

令和7年10月15日

横浜市金沢区長 齋藤 真美奈

指定管理者		指定の期間
所在地	名称	
金沢区泥亀一 丁目21番5号	社会福祉法人横浜市金 沢区社会福祉協議会 会長 鈴木正徳	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで

港北区公告第191号

横浜市篠原地域ケアプラザ等の指定管理者の指定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、横浜市篠原地域ケアプラザ等の指定管理者として、次の者を指定した。

令和7年10月15日

横浜市港北区長 竹下幸紀

施設名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
横浜市篠原地域ケアプラザ	中区桜木町1丁目1番地	社会福祉法人横浜市社会福祉協議会 会長 石内亮	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで
横浜市下田地域ケアプラザ	港北区新吉田町6,001番地の6	社会福祉法人横浜共生会 理事長 村松紀美枝	同
横浜市城郷小机地域ケアプラザ	旭区下川井町360番地	社会福祉法人秀峰会 理事長 櫻井大	同
横浜市高田地域ケアプラザ	港北区新吉田町6,051番地	社会福祉法人緑峰会 理事長 高田光寛	同
横浜市樽町地域ケアプラザ	港北区新吉田町6,001番地の6	社会福祉法人横浜共生会 理事長 村松紀美枝	同
横浜市大豆戸地域ケアプラザ	西区桜木町6丁目31番地	社会福祉法人横浜市福祉サービス協会 理事長 池戸淳子	同

港北区公告第192号

横浜市港北区福祉保健活動拠点の指定管理者の指定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、横浜市港北区福祉保健活動拠点の指定管理者として、次の者を指定了。

令和7年10月15日

横浜市港北区長 竹下幸紀

指定管理者		指定の期間
所在地	名称	
港北区大豆戸町13番地の1	社会福祉法人横浜市港北区社会福祉協議会 会長 関治美	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで

緑区公告第83号

横浜市十日市場地域ケアプラザ等の指定管理者の指定
地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、横浜市十日市場地域ケアプラザ等の指定管理者として、次の者を指定した。

令和7年10月15日

横浜市緑区長 佐藤康博

名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
横浜市十日市場地域ケアプラザ	泉区和泉町6,181番地の2	社会福祉法人神奈川県匡済会 理事長 三上 章彦	令和8年4月1日から令和13年3月31日まで
横浜市長津田地域ケアプラザ	中区桜木町1丁目1番地	社会福祉法人横浜市社会福祉協議会 会長 石内亮	同
横浜市中山地域ケアプラザ	西区桜木町6丁目31番地	社会福祉法人横浜市福祉サービス協会 理事長 池戸淳子	同
横浜市東本郷地域ケアプラザ	中区常盤町1丁目7番地	社会福祉法人横浜YMCア福祉会 理事長 佐竹博	同

緑区公告第84号

横浜市緑区福祉保健活動拠点の指定管理者の指定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、横浜市緑区福祉保健活動拠点の指定管理者として、次の者を指定した。

令和7年10月15日

横浜市緑区長 佐藤康博

指定管理者		指定の期間
所在地	名称	
緑区中山二丁目1番 1号	社会福祉法人横浜 市緑区社会福祉協 議会 会長 松浦正義	令和8年4月1日か ら令和13年3月31日 まで

青葉区公告第113号

横浜市美しが丘地域ケアプラザ等の指定管理者の指定
地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、横浜市美しが丘地域ケアプラザ等の指定管理者として、次の者を指定した。

令和7年10月15日

横浜市青葉区長 中島 隆雄

名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
横浜市美しが丘地域ケアプラザ	青葉区鉄町2,075番地の3	社会福祉法人緑成会理事長 田中 實	令和8年4月1日から令和13年3月31日まで
横浜市荏田地域ケアプラザ	中区桜木町1丁目1番地	社会福祉法人横浜市社会福祉協議会会長 石内亮	同
横浜市大場地域ケアプラザ	西区桜木町6丁目31番地	社会福祉法人横浜市福祉サービス協会理事長 池戸淳子	同
横浜市恩田地域ケアプラザ	青葉区さつきが丘8番地の4	社会福祉法人みどり福祉会理事長 戸田堯子	同
横浜市鴨志田地域ケアプラザ	緑区西八朔町773番地の2	社会福祉法人ふじ寿か会理事長 前田順啓	同
横浜市さつきが丘地域ケアプラザ	青葉区さつきが丘8番地の4	社会福祉法人みどり福祉会理事長 戸田堯子	同
横浜市すすき野地域ケアプラザ	神奈川区羽沢町550番地の1	社会福祉法人若竹大寿会理事長 竹田一雄	同

横浜市もえ ぎ野地域ケ アプラザ	旭区下川井 町 360 番地	社会福祉法人秀峰会 理事長 櫻井 大	同
------------------------	-------------------	--------------------------	---

都筑区公告第90号

横浜市加賀原地域ケアプラザ等の指定管理者の指定
地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、横浜市加賀原地域ケアプラザ等の指定管理者として、次の者を指定した。

令和7年10月15日

横浜市都筑区長 佐々田 賢一

施設の名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
横浜市加賀原地域ケアプラザ	都筑区南山田二丁目39番35号	社会福祉法人中川徳生会 理事長 高橋 栄治郎	令和8年4月1日から令和13年3月31日まで
横浜市葛が谷地域ケアプラザ	中区桜木町1丁目1番地	社会福祉法人横浜市社会福祉協議会 会長 石内 亮	同
横浜市新栄地域ケアプラザ	西区桜木町6丁目31番地	社会福祉法人横浜市福祉サービス協会 理事長 池戸 淳子	同
横浜市中川地域ケアプラザ	神奈川区羽沢町550番地の1	社会福祉法人若竹大寿会 理事長 竹田 一雄	同

都筑区公告第91号

横浜市都筑区福祉保健活動拠点の指定管理者の指定
地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、横浜市都筑区福祉保健活動拠点の指定管理者として、次の者を指定した。

令和7年10月15日

横浜市都筑区長 佐々田 賢一

施設の名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
横浜市都筑区福祉保健活動拠点	都筑区荏田東四丁目10番3号	社会福祉法人横浜市都筑区社会福祉協議会 会長 村田輝雄	令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

戸塚区公告第172号

横浜市戸塚区福祉保健活動拠点の指定管理者の指定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、横浜市戸塚区福祉保健活動拠点の指定管理者として、次の者を指定した。

令和7年10月15日

横浜市戸塚区長 近藤 武

指定管理者	指定の期間
所在地	名称
戸塚区戸塚町16 7番地の25	社会福祉法人横浜市戸塚区社会福祉協議会 会長 寺尾正彦

戸塚区公告第173号

横浜市上倉田地域ケアプラザ等の指定管理者の指定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、横浜市上倉田地域ケアプラザ等の指定管理者として、次の者を指定した。

令和7年10月15日

横浜市戸塚区長 近藤 武

施設の名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
横浜市上倉田地域ケアプラザ	泉区中田西一丁目11番2号	社会福祉法人開く会 理事長 鈴木正明	令和8年4月1日から令和13年3月31日まで
横浜市上矢部地域ケアプラザ	戸塚区名瀬町1,566番地	社会福祉法人朋光会 理事長 福村正	同
横浜市下倉田地域ケアプラザ	泉区中田西一丁目11番2号	社会福祉法人開く会 理事長 鈴木正明	同
横浜市原宿地域ケアプラザ	東京都新宿区中落合2丁目5番1号	社会福祉法人聖母会 理事長 高山貞美	同
横浜市東戸塚地域ケアプラザ	中区桜木町1丁目1番地	社会福祉法人横浜市社会福祉協議会 会長 石内亮	同
横浜市平戸地域ケアプラザ	戸塚区汲沢町1,060番地	社会福祉法人聖ヒルダ会 理事長 渋澤一郎	同
横浜市舞岡柏尾地域ケアプラザ	西区桜木町6丁目31番地	社会福祉法人横浜市福祉サービス協会 理事長 池戸淳子	同

横浜市南戸塚 地域ケアプラ ザ	戸塚区名瀬町 1 , 566 番地	社会福祉法人朋光 会 理事長 福 村 正	同
-----------------------	----------------------	-------------------------------	---

栄区公告第94号

横浜市本郷台駅前地域ケアプラザ及び横浜市本郷地区センターの指定管理者の指定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、横浜市本郷台駅前地域ケアプラザ及び横浜市本郷地区センターの指定管理者として、次の者を指定した。

令和7年10月15日

横浜市栄区長 松永朋美

指定管理者		指定の期間
所在地	名称	
西区桜木町6丁目31番地	横浜市福祉サービス協会・さかえ区民活動支援協会グループ 代表者 社会福祉法人横浜市福祉サービス協会 理事長 池戸淳子	令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

栄区公告第95号

横浜市庄戸コミュニティハウスの指定管理者の指定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、横浜市庄戸コミュニティハウスの指定管理者として、次の者を指定した。

令和7年10月15日

横浜市栄区長 松永朋美

指定管理者		指定の期間
所在地	名称	
栄区上之町 29番1号	学校法人森学園 理事長 森 美佐子	横浜市庄戸コミュニティハウスの供用開始の日から令和12年3月31日まで

栄区公告第96号

横浜市笠間地域ケアプラザ等の指定管理者の指定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、横浜市笠間地域ケアプラザ等の指定管理者として、次の者を指定した。

令和7年10月15日

横浜市栄区長 松永朋美

名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
横浜市笠間地域ケアプラザ	港南区下永谷四丁目21番10号	社会福祉法人同塵会 理事長 松井住仁	令和8年4月1日から令和13年3月31日まで
横浜市桂台地域ケアプラザ	栄区桂台中4番7号	社会福祉法人訪問の家 理事長 名里晴美	令和8年4月1日から令和13年3月31日まで
横浜市小菅ヶ谷地域ケアプラザ	西区桜木町6丁目31番地	社会福祉法人横浜市福祉サービス協会 理事長 池戸淳子	令和8年4月1日から令和13年3月31日まで
横浜市豊田地域ケアプラザ	中区桜木町1丁目1番地	社会福祉法人横浜市社会福祉協議会 会長 石内亮	令和8年4月1日から令和13年3月31日まで
横浜市中野地域ケアプラザ	旭区金が谷550番地	社会福祉法人ル・プリ 理事長 桑折良一	令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

栄区公告第97号

横浜市栄区福祉保健活動拠点の指定管理者の指定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、横浜市栄区福祉保健活動拠点の指定管理者として、次の者を指定した。

令和7年10月15日

横浜市栄区長 松永朋美

指定管理者		指定の期間
所在地	名称	
栄区桂町279番地の29	社会福祉法人横浜市栄区社会福祉協議会 会長 田中健次	令和8年4月1日 から令和13年3月 31日まで

泉区公告第83号

横浜市上飯田地域ケアプラザ等の指定管理者の指定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、横浜市上飯田地域ケアプラザ等の指定管理者として、次の者を指定した。

令和7年10月15日

横浜市泉区長 山口 賢

施設の名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
横浜市上飯田地域ケアプラザ	泉区池の谷3,901番地の1	社会福祉法人公正会 理事長 齋藤智範	令和8年4月1日から令和13年3月31日まで
横浜市下和泉地域ケアプラザ	中区桜木町1丁目1番地	社会福祉法人横浜市社会福祉協議会 会長 石内亮	同
横浜市踊場地域ケアプラザ	泉区和泉町6,181番地の2	社会福祉法人神奈川県匡済会 理事長 三上章彦	同
横浜市いずみ中央地域ケアプラザ	西区桜木町6丁目31番地	社会福祉法人横浜市福祉サービス協会 理事長 池戸淳子	同
横浜市いずみ野地域ケアプラザ	同	同	同

泉区公告第84号

横浜市泉区福祉保健活動拠点の指定管理者の指定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、横浜市泉区福祉保健活動拠点の指定管理者として、次の者を指定した。

令和7年10月15日

横浜市泉区長 山口 賢

指定管理者		指定の期間
所在地	名称	
泉区和泉中央南五丁目4番13号	社会福祉法人横浜市泉区社会福祉協議会 会長 貝沼貞夫	令和8年4月1日 から令和13年3月 31日まで

瀬谷区公告第82号

横浜市阿久和地域ケアプラザ等の指定管理者の指定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、横浜市阿久和地域ケアプラザ等の指定管理者として、次の者を指定した。

令和7年10月15日

横浜市瀬谷区長 山岸秀之

名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
横浜市阿久和地域ケアプラザ	戸塚区川上町84番地の1	社会福祉法人湘南遊愛会 理事長 君嶋博明	令和8年4月 1日から令和 13年3月31日 まで
横浜市下瀬谷地域ケアプラザ	港南区下永谷四丁目21番10号	社会福祉法人同塵会 理事長 松井住仁	同
横浜市中屋敷地域ケアプラザ	泉区上飯田町2,083番地の1	社会福祉法人誠幸会 理事長 鈴木太郎	同
横浜市二ツ橋第二地域ケアプラザ	中区桜木町1丁目1番地	社会福祉法人横浜市 社会福祉協議会 会長 石内亮	同

瀬谷区公告第83号

横浜市瀬谷区福祉保健活動拠点の指定管理者の指定
地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、横浜市瀬谷区福祉保健活動拠点の指定管理者として、次の者を指定した。

令和7年10月15日

横浜市瀬谷区長 山岸秀之

指定管理者		指定の期間
所在地	名称	
瀬谷区二ツ橋町469番地	社会福祉法人横浜市瀬谷区社会福祉協議会 会長 福田愛一郎	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで

医療局病院経営本部

横浜市医療局病院経営本部職員の休暇に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和7年9月30日

横浜市病院事業管理者

病院経営本部長 鈴木宏昌

医療局病院経営本部規程第16号（令和7年9月30日掲示済）

横浜市医療局病院経営本部職員の休暇に関する規程の一部を改正する規程

横浜市医療局病院経営本部職員の休暇に関する規程（平成17年3月病院経営局規程第20号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項第7号中「第15号」の次に「並びに第9条の3第2項」を、同項第16号中「掲げる者」の次に「（第9条の4第1項において「配偶者等」という。）」を、「必要な世話」の次に「（以下「介護等」という。）」を加え、「当該世話」を「当該介護等」に改める。

第9条第3項中「1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した」を「1日につき」に改める。

第9条の2第4項中「一日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した2時間（育児休業法第19条第1項の規定による）を「育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する」に、「、当該」を「、当該日につき」に、「時間」を「時間」に改める。

第9条の2の次に次の3条を加える。

（妊婦又は出産等についての申出をした職員等に対する措置等）
第9条の3 任命権者は、横浜市職員の育児休業等に関する条例（平成4年3月横浜市条例第2号）第12条条第1項の措置を講ずるに当たっては、同項の申出をした職員（以下「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（以下「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
- (2) 出生時両立支援制度等の請求又は申告に係る申出職員の意向を確認するための措置
- (3) 当該申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認する

ための措置

- 2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下「対象職員」という。）に対して、病院事業管理者が定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。
- (1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（以下「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
 - (2) 育児期両立支援制度等の請求又は申告に係る対象職員の意向を確認するための措置
 - (3) 対象職員の当該子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置
- 3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

（介護等についての申出があった場合における措置等）

- 第9条の4 任命権者は、職員から配偶者等が当該職員の介護等を必要とする状況に至ったことの申出があったときは、当該職員に対して、仕事と介護等との両立に資する制度又は措置（以下「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求又は申告に係る意向を確認するための面談等の措置を講じなければならない。

- 2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する休暇年度において、前項に規定する事項を知らせなければならぬ。

（勤務環境の整備に関する措置）

- 第9条の5 任命権者は、介護両立支援制度等の請求又は申告が円滑に行われるようするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- (3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

第10条第1項中「前条」を「第9条」に改める。

第13条の次に次の1条を加える。

（3歳に満たない子を養育する職員に対する措置を講じる期間）

- 第13条の2 第9条の3第2項の病院事業管理者が定める期間は、対象職員の子が1歳11か月に達する日の翌々日から2歳11か月に達する日の翌日までの1年間とする。

附 則

この規程は、令和7年10月1日から施行する。

監査委員

横浜市監査委員公表第10号

監査委員による監査の結果に基づき横浜市長等が講じた
措置の内容の公表

監査委員による監査の結果に基づき講じた措置について、横浜市長、横浜市教育委員会及び横浜市人事委員会から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、別冊のとおり措置の内容を公表する。

令和7年10月15日

横浜市監査委員	酒井良清
同	高品彰
同	前田一
同	瀬之間浩
同	麓理恵